

議長／これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1を議題といたします。

これより、各党派代表による各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は松田君、島田君、野田君の順序に願います。

松田君。

松田議員／皆さん、おはようございます。

県会自民党の松田泰典でございます。

会派を代表して、私と島田議員で県政が当面する諸課題について質問と提言を行います。

初めに、この夏の大雨により、本県において土砂崩れや冠水などの被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

一日も早い被災箇所への復旧等のための早急な取組をお願いいたします。

さて、先日、東京オリンピックに続き、パラリンピックが閉幕しました。

コロナ禍での開催については議論もありましたが、アスリートの姿は、熱い感動と様々な困難を乗り越えて挑戦し続ける勇気を与えてくれました。

私たちは今、新型コロナという大きな困難に向き合っておりますが、国民が一丸となって感染防止に取り組めば、必ず克服できると信じております。

これまで昼夜を問わず新型コロナ対策に専念されてきた菅首相は、自民党総裁選に立候補しないことを表明されました。

心から感謝とねぎらいを申し上げるとともに、新総理には、引き続き一日も早いコロナの収束と経済再生に向けた強力なリーダーシップを期待したいと思います。

また、本県では、新型コロナ感染症発生当初から知事を先頭に、市町や医療従事者との連携を密にした迅速な対応と新規感染者及びクラスターの拡大抑制に尽力されております。

さらに、全国の医師によるコロナ対策のリーダーシップに関するアンケートでは杉本知事が2回連続トップだったという新聞報道もあり、大変嬉しく思うとともに、今後も安心して県民が暮らせるよう我々県議会も共に取り組んでまいりたいと思います。

今後も経済対策も含め引き続きの対応をお願いし、質問に入ります。

それではまず、知事の政治姿勢について伺います。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、本県においても先月から、4度目となる県独自の緊急事態宣言が発出されております。

飲食店に営業時間の短縮を要請するとともに、県外との往来自粛を呼びかけるなど感染拡大防止に努めてきたところであります。

都市部を中心に、自宅療養者の増加や一般診療、救急搬送への影響も問題となる中、本県においては、原則全ての患者を医療機関または宿泊療養施設で受け入れる現在の体制を維持するとして、体育館に臨時病床を確保するなど、医療提供体制の維持にも尽力しております。

こうした姿勢は、全国放送されるなど県外からも注目されておりますが、医療従事者や保

健所の職員など、対応に当たる方々の心身にかかる負担は一層増しており、現状の医療提供体制が維持できるのかと、多くの県民が不安を感じております。

また、先月、全国知事会も、個別の自治体ではコントロールが困難な局面であり、感染爆発と医療逼迫の現状を直視した上で、これまでにない感染防止対策を強力に発動するよう国に求める緊急提言を取りまとめたところであります。

厚生労働省は、ワクチン接種を前提に新型コロナウイルスの感染症法における扱いの見直しも検討しており、こうした国の動きや全国の感染状況も注視しながら、県内の感染状況や医療提供体制を踏まえ、県民に適切な情報提供を行い、感染防止対策を行っていく必要があります。

そこで、第5波における県内の感染状況、保健所の業務体制、医療提供体制の状況をどのように認識しているのか伺うとともに、今後の感染者の療養方針について伺います。

また、12日までとされている緊急事態宣言の下、直近の感染者数はピーク時に比べ、一定の落ち着きを見せておりますが、13日以降の対応方針について、知事の所見を伺います。

次に、ワクチンの接種状況と課題について伺います。

県内においてもワクチン接種が進んでおり、県は先月、当初の目標どおり、10月末までに希望者へのワクチン接種が完了できるとの見込みを示しております。

しかしながら、国からの供給が当初の想定どおり進まないことなどから、予約受付を一時停止する市町も見受けられました。

また、全国的に、若い世代はワクチン接種に消極的であるという報道が見受けられます。副反応への不安や、重症化するリスクが少ないという意識があることが主な理由と言われております。

国の供給スケジュールの変更などにより、予約したくてもできないといった声も聞こえております。

県内の感染第5波においては、ワクチン接種が進んだ高齢者への感染拡大が抑えられている一方で、若い世代の感染者が増えております。

若い世代でも重症化することや、ワクチンの予防効果と副反応のリスクなどについて、引き続きSNSなどあらゆる媒体を使って十分な情報提供を行い、県民が自分の判断で、希望する時期に接種できる体制を整えることが必要であります。

そこで、県内におけるワクチン接種体制の現状と課題について伺うとともに、特に若い世代における、希望する県民全ての一日も早い接種完了に向けた今後の対応方針について、知事の所見を伺います。

また、6月に新規申請が停止された職域接種については、政府は既に申請があった分については、企業ごとに必要な量を把握して承認を進め、接種を開始していますが、申請した企業や団体は、スケジュールの変更により、医師や接種会場の確保を再調整するなど対応に苦慮したと聞いております。

そこで、県内における職域接種の進捗状況と課題について、所見を伺います。

次に、今後の攻めの経済対策等について伺います。

新型コロナ対策にかかる予算編成及び執行に当たっては、先月、我が会派から、飲食店に対する営業時間の短縮要請に伴う協力金について、早急に支払われるような仕組みを構築

すること、運転代行業者やタクシー事業者、酒店などの飲食店に付随する業種に対する支援の拡充を検討すること、希望する県民のワクチン接種完了後に向けた攻めの経済対策等を検討すること、という3つの事項について早期に対応するよう県に要請を行ったところであります。

これに対し、県は、協力金の申請受付日の前倒し、中小企業者等事業継続支援金の拡充、9月補正予算における消費喚起事業や観光促進事業という形で要請に応じていただいておりますが、長期にわたるコロナ禍で落ち込んだ県内経済と自粛生活で疲弊した県民等の感情を飛躍的に回復させ、さらなる県内活性化を図っていくためには、短期的な経済対策に留まらず、中長期的な視点をもった対策が必要ではないかと考えます。

そこで、ワクチン接種の進捗状況と感染状況を考慮しつつ、県内経済のV字回復に向けた経済対策や観光対策等にかかる今後の方向性について、知事の所見を伺います。

次に、北陸新幹線の整備促進、並行在来線対策等について伺います。

6月定例会の予算決算特別委員会において、我が会派から「特急存続ができない場合の代替案としては十分でない」、「沿線自治体の合意が得られる方策を検討し、9月定例会で報告されるべき」との見解を示したところであります。

これを踏まえ、さきの全員協議会において、県から新快速の乗入れ等については多額の初期投資がかかる上、貨物線路使用料が減少するなど並行在来線会社もJRも収支が悪化することから、全ての沿線市町が財政負担の増加を懸念し、新快速の乗入れ等に否定的な意見を示したという説明がありました。

一方、県としては今後、JR西日本との協議を継続し、敦賀駅における利便性の高いダイヤ編成やJR新快速との対面乗換え、県民が利用しやすい料金設定等を求めていく方針であるということですが、今後の協議次第では実現できるかどうか不透明な項目を代替案としていることについて一抹の不安を感じるところであります。

利便性の高いダイヤ編成や対面乗換えは言うまでもなく当然に実現してもらわないといけないものであり、料金設定や観光列車などの誘客への取組については、JR西日本からどれだけの内容を引き出せるのか、今後の県の協議に臨む姿勢が問われる部分ではないかと考えます。

そこで、今後、JR西日本との協議に臨む県の姿勢及び知事の決意をお聞かせください。

次に、敦賀以西の着工に向けた課題と対応について伺います。

敦賀―新大阪間の整備について、7月29日に開催された与党PTの敦賀・新大阪間整備委員会において、知事は建設発生土の受入れ先の確保や設計協議の迅速化、円滑な用地取得などに協力することを約束するとともに、建設発生土の受入れ先について、沿線市町等と候補地の洗い出しを進めているという説明をされました。

また、知事は開業後30年とされている貸付料の算定期間の延長や算定ルールの見直しによって、少なくとも1兆5000億円は捻出できると試算するとともに、財政投融资の積極的な活用や国費の増額によって約2兆1000億円とされる建設財源は十分賄うことができるという提案をしたとのこととあります。

着工5条件の早期解決のため、県による積極的な提案については一定の評価はするものの、JR西日本がコスト構造改革の一環としてローカル線の減便を打ち出したように、コロナ

禍で業績が悪化している J R 各社から貸付料の増額について理解が得られるかを懸念するところであります。

そこで、令和 5 年度当初の着工に向け、着工 5 条件に関する議論の進捗と今後の見通しを伺うとともに、県が与党 P T に提案した財源見通し確保策の実現可能性について、知事の見解を伺います。

次に、並行在来線対策について伺います。

さきの全員協議会において、並行在来線経営計画案が示され、運行計画や施設・設備計画、運賃水準及び経営安定化策等について説明がありました。

先月 26 日に行われた知事と J R 西日本長谷川社長との会談では、並行在来線の経営分離に係る資産譲渡について、6 月定例会で示された約 84 億円という鉄道資産の譲渡額がさらに圧縮されて約 60 億円になるとともに、福井駅高架下用地の取得に伴う年間約 1 億円の賃料収入、さらには 10 年間分の人件費負担や譲渡資産の事前修繕など、不要資産の撤去費分の減額や開業後の経営支援などの提案があり、県と J R 西日本との間で基本合意に至ったということであります。

約 3 年にわたる交渉の結果、鉄道資産 1 キロ当たりの譲渡額が石川県や富山県より低い 7600 万円となり、県の実負担額を超える経営支援を引き出したことについては評価いたしますが、輸送密度が北陸 3 県で一番低い本県においては開業後の利用促進策が非常に重要な要素であると考えております。

この経営計画は来月に開催される並行在来線対策協議会において決定されるということですが、そこで、まず、約 3 年にわたる J R 西日本との交渉内容を踏まえて作成された経営計画案に対する知事の評価と今後の決意をお聞かせください。

また、経営計画案において、収支見込みの前提として、開業年度の利用者数 1 日当たり 2 万人を 11 年間維持することを目標に設定したとの記載があります。

石川県と富山県の経営計画において、本県と同様の目標設定がないことを踏まえると意欲的な目標であると評価いたしますが、令和 16 年度には人口減少による利用者減により、利用者数維持のためには 1 日当たり約 2000 人のさらなる利用促進が必要とのことであります。先ほども述べさせていただきましたが、並行在来線会社が将来にわたって安定的に経営を維持し、本線の運営を継続させていくためには、開業後の利用促進策が何よりも重要であります。

経営計画案には県や市町、地域と連携しながら鉄道利用を促す取組を実施していくとの記載がありますが、そこで、並行在来線の維持・活性化に資するべく、利用者数 1 日当たり 2 万人の維持という目標達成のために必要な利用促進策と実効性について、所見を伺います。

次に、地域鉄道の維持・活性化に向けた国の支援について伺います。

7 月末、J R 西日本が 10 月のダイヤ改正における小浜線と越美北線の減便を公表したことを受け、知事は国土交通事務次官に対し、鉄道事業者に対する国の関与の強化や路線ごとの運営費支援制度の創設等について要望を行いました。

8 月には広島県をはじめとする中国 5 県の知事が発起人となり、本県を含む全国 23 道県知事から赤羽国土交通大臣に「地方の鉄道ネットワークを守る緊急提言」を提出するとともに

に、鉄道事業者の届け出によって廃線できる現行手続の在り方を問題視し、国や地方の関与を強めるよう求めたところであります。

少子高齢化・人口減少が進む現状において、JRローカル線を含む地域鉄道が将来に渡って安定して事業を継続し、鉄道の維持・活性化を図っていくためには法整備も含めた国のさらなる支援が何よりも重要であります。

えちぜん鉄道のように、地域に利益を与える存在になれるのが鉄道であり、どうすれば地域にとって必要な存在に鉄道がなれるのか、行政を含めた関係者が一体となって鉄道を支えていくことが求められております。

また、並行在来線会社において、開業10年後の累積赤字を約70億円と見込んでいることから、国による財政支援を強く要望していく必要があります。

そこで、地域鉄道の維持・活性化のため、県はどのような戦略で法整備も含めたさらなる支援を国に求めていくのか、知事の所見を伺います。

次に、公共交通体系の再構築について伺います。

先月開催した議員研修会では、地域公共交通政策の課題というテーマで関西大学の宇都宮浄人教授から講演いただき、地域公共交通における独立採算制原則の再検討や必要な財政措置、統合という視点の導入が課題であるとの指摘がありました。

また、宇都宮教授は北陸新幹線開業に伴うJR北陸線の経営分離を見据え、公的組織とした福井運輸連合の形成、運輸連合と事業者によるPSO契約による運営の導入、公共交通を脱炭素に向けた社会インフラとして積極的な活用・投資を行うことによるサービス水準の向上、交通整備のための財源として交通支援税を地方税として導入することを検討してはどうかという提言もいただいたところであります。

現在、長期化するコロナ禍によって、鉄道や路線バス等の公共交通事業者は経営に大きな影響を受けております。

県もコロナ対策として、交通事業者の運行継続や車両維持にかかる経費を支援しておりますが、福井市街地を走るコミュニティバス「すまいる」においては、10月から便数を2割削減するとともに、今後、運賃体系や運行ルートを見直す方針を打ち出しております。富山県では、人口減少の本格化など交通を取り巻く環境が厳しさを増していることや、新たな生活様式の広がりによる社会の変化に対応するため、公共交通体系の再構築に向けた検討を始めたとのことであります。

長期ビジョンにおいても、新幹線開業による交流を県内全域に広げ、利用者の増加によって地域交通の維持・確保を実現することを掲げております。

新型コロナで社会情勢が大きく変わったことを受けて、本県における各交通事業者の経営の在り方を含め、コロナ終息後の社会を見据えた公共交通体系及び行政による支援の在り方を見直していく必要があるのではないかと考えます。

そこで、新型コロナによる社会情勢の変化を踏まえ、本県における将来の公共交通体系及び行政による支援の在り方を見直す必要性について、知事の所見を伺います。

次に、若い世代の声を県政に生かす広報広聴の在り方について伺います。

8月4日、県議会と県、教育委員会による共催という形で高校生県議会を開催しました。高校生が日頃から感じている疑問や意見などに対して、県から直接回答を聞くことができ

たということは、参加した生徒にとって県政を身近に感じてもらえる有意義な機会であったと考えます。

参加者からのアンケートにおいても、「県政に関する関心が高まった」、「福井県を良くしたいと思う気持ちが強くなった」といった前向きな意見が半数以上寄せられました。その一方で、「県の取組を知らない人が多い」、「受け身でなく積極的な発信が大事」と、県政の情報発信不足を指摘する意見もあり、参加校からは「高校生の意見を聞く機会を設けてほしい」という提言書も提出されたところでもあります。

県では、県民の声を聞く機会を増やし、新たな施策に関する意見や夢のある提案を施策に反映していくため、「現場でトーク」を実施しております。

徹底現場主義の考え方を体現する重要な取組ではありますが、県政を身近に感じてもらうため、学校では教えてくれない社会の仕組みを広く周知するためにも、将来の福井を担う若い世代に対する情報発信を強化していく必要があると考えます。

また、現場でトークの実施方法についても、応募があるまで「待つ」のではなく、積極的に現場に売り込んで県民に知っていただく、その中で県政に対する意見や夢のある提案を募るといった姿勢が重要ではないでしょうか。

そこで、高校や大学における「現場でトーク」の実施状況と課題を伺うとともに、その結果を踏まえた今後の対応について、所見を伺います。

次に、原子力・エネルギー行政について伺います。

まず、エネルギー基本計画の見直しについて伺います。

7月、国の新たなエネルギー基本計画案が示されました。

県議会では4月、次期計画において原子力政策の方向性や40年超運転終了後も見据えた立地地域の将来像を明確にすることなどを求める意見書を可決・提出いたしました。

また、我が会派は6月定例会において、原子力の活用について、次期計画では具体的な道筋を示すよう、県の国への働きかけを強めるべきであると指摘したところでもあります。しかしながら、こうしたことが今回の計画案に反映されたとは言い難く、国は課題の解決を先送りしております。

計画案では、引き続き、原子力を長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけ、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率は20から22%とされたものの、その達成には、現在再稼働や稼働申請している原子力発電所全てを稼働させることが前提となります。

また、2050年に向けて、原子力を必要な規模を持続的に活用していくとしていますが、そこに至る道筋も示されず、原子力政策の方向性は相変わらず不透明なまま、曖昧な記述に終始しています。

さらに、原子力発電所の運転期間の延長を検討しているような報道も見受けられますが、既存の原子力発電所を長期的に活用することで乗り切ろうというのであれば、これまで国策に協力してきた立地自治体の信頼にも影響を与えることは必至であります。

知事は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の委員として、計画見直しの議論では、原子力について、「可能な限り依存度を低減する」という表現と「必要な規模を持続的に活用」という表現の矛盾や、必要な規模の明確化を指摘してきたところでもあります。

先月の分科会をもって、計画案についての委員による議論は一旦終了し、知事は計画案に対し一定の評価をされたようにも受け取れますが、原子力に対する課題の解決が、前進どころか後退しているとも捉えられる今回の計画案に対し、どういった点を評価したのか、非常に疑問に感じております。

そこで、これまで知事が指摘し、求めてきたことが計画案に反映されていると考えているのか、第6次エネルギー基本計画案に対する知事の評価を伺います。

先月末、美浜発電所を対象とした原子力防災訓練が実施されるという新聞報道があり、住民のバスでの避難方法や避難先の福祉施設における器材の使い方を確かめるということでもあります。

今回の防災訓練では、1月に県が滋賀県、岐阜県、内閣府とともに定めた広域避難計画に基づく災害対策本部の運営方法についての訓練と外国人を含めた住民参加の訓練を行うとのことでもあります。

この中で知事は、特に訓練の効果を高めるため、福祉施設で実際にベッドを広げたり、人員を配置したりするという具体的な作業を重視し、新型コロナ対策によって避難所のスペースや人手が不足しないか確かめたいということでありました。

コロナ禍では、これまでと異なり、避難所におけるスペースや収容人数について事前想定ほど確保できない場合もあると思われまます。

今回の防災訓練で明らかになると思われる課題については早急に対応し、より実効性のある広域避難計画に見直していく必要があると考えます。

そこで、来月末に開催する原子力防災訓練の目的について改めて伺うとともに、今回検証する課題と対応策について、所見を伺います。

また、国内の原子力発電所については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓や新規規制基準に基づき、さらなる安全性向上対策が講じられています。

原子力発電所では、特定重大事故等対処施設、いわゆるテロ対策施設など、外部からの侵入や攻撃も含めたあらゆる事態を想定した対策や、緊急時体制の整備・強化策も実施されており、原子力規制委員会においても、検査官の増員などによりテロ対策の監視を強化する方針が示されています。

また、先月18日には、知事をはじめ、県議会の嶺南地域振興議連や防衛議連等が原子力発電所立地地域である嶺南地域に連隊・大隊クラスの部隊配備がないことから、日本海側における防衛上の空白地帯を埋めるためにも、早期の自衛隊配備を防衛副大臣に要請したところであり、県民の安全を最優先にした不断の対策が求められます。

そこで、テロ対策等に対する原子力発電所の警備体制の現状について、所見を伺います。

次に、共創会議ワーキンググループの検討状況について伺います。

この秋以降に開催される第2回共創会議に向け、「将来像に関する基本方針」と「工程表」の素案の具体化に向けた方向性を議論する実務担当者レベルのワーキンググループが開催されております。

6月定例会の予算決算特別委員会において、我が会派の議員から立地・非立地の別なく、嶺南地域全体の振興策を描いていくため、ワーキンググループ等において、小浜市や若狭町の意見を反映していただくよう求めるとともに、次期エネルギー基本計画において原子

力政策の方向性が明確に示されないと議論が進められないのではないかと質したところがあります。

新たに示された次期エネルギー基本計画案において、原子力の新增設やリプレースについて触れられておらず、原子力政策の方向性が明確に示されたとは言えない内容となっております。

立地自治体の4市町長も相次いで不満を示すなど、このような状況の中で、共創会議のワーキンググループではどのような議論が行われているのか、立地地域の将来像に向けた基軸を失うことになりかねないのではと不安に感じるところであります。

また、共創会議での議論は嶺南地域全体、ひいては県全体に波及する内容でもあることから、進捗状況や議論の内容を踏まえ、今後、議会からも意見を述べさせていただきたいと考えております。

そこで、6月定例会で我が会派から求めた事項の対応状況を伺うとともに、共創会議ワーキンググループにおける検討状況について、所見を伺います。

また、議会の意見をどのように反映させていくつもりなのか、県の戦略を伺います。

以上、質問と提言をしてみました。

知事をはじめ、理事者各位の明快で誠意ある御答弁を期待いたしまして、私からの質問を終わります。

議長／知事杉本君。

杉本知事／松田議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関しまして、13日以降の対応方針についての御質問にお答えを申し上げます。

福井県でも7月20日から第5波と呼ばれます状況に陥りまして、8月6日から緊急事態宣言を発出させていただき、また飲食店に対して営業時間の短縮を要請してきたところでございます。

また、この間、記者会見等も私も行いましたし、担当からも連日、会見なり、説明をさせていただいてきて、県民の皆さんに行動についてできるだけ制限していただく、こういったお願いをしてきたところでございます。

その結果、一本調子というわけにはいっておりませんが、大分感染の状況も落ち着いてきたというところでございまして、一週間の新規感染者数、それから利用病床、これについても、いずれも国の基準で言うレベル2、こういったものが視野に入ってきた、そんな状況になっているかと考えているところでございます。

また、宿泊料用施設についても新たに70床確保するめどが立ったところでございまして、さらに飲食店について、福井のマスク会食、こういったことを進めるということで、第三者認証の認証を進めてまいりましたが、3528店の認証、これも間もなく終わるという状況になってきたところでございます。

こういったことも踏まえまして、9月23日以降につきましては緊急事態宣言を特別警報ということで切り替えをさせていただきまして、また、飲食店に対する営業時間の短縮につ

いては解除をさせていただこうと考えているところでございます。

ただ、再来週には大型連休を控えております。

このときは昨年状況を見ても、今年の福井県の7月の4連休とか、またお盆の時期の人手よりもさらに多い、そういった人手が昨年あったわけございまして、こういったところの注意、こういったことを県外との往来をできるだけ自粛していただく、こういったことを含めて、県民に求めながら、県内での経済活動、こういったものを徐々に再開をしていく、こういうふうに進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、県内のワクチン接種の体制の現状と課題、特に若い世代のワクチン接種の完了に向けた今後の対応方針について申し上げます。

県内のワクチン接種につきましては、一時、国からの供給が滞るということで9月前半は苦戦したところはございますけれども、9月後半分からはつきましては、潤沢に国から供給を受けられるということになったところでございまして、現状におきましても全ての市や町において予約ができる、もしくは県の集団接種も受けられる、こういう状況になっているところでございます。

一方で、40歳未満の皆さんについての接種については、当初、年齢の高い方から優先して接種を行ったという関係もあって、全体で約40歳未満が4割というような状況になっておりますけれども、これにつきましても市や町における医療機関、市や町、県の集団接種、さらには職域接種、こういったところで優先枠を設けるということもできるようになっているところでございまして、現状においても福井県は全国でも4番目に高い水準という状況になっているところでございます。

さらに、集団接種の予約ができる環境になりましたので、これから10月10日までの期間をワクチン接種加速の1か月ということに位置づけまして、企業や学校において、例えばワクチン接種の効果、それから副反応、こういったことについての情報もあわせて広報を行わせていただく、さらには第三者認証店の御協力などもいただきながら若い方も含めて接種の加速を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、県内経済のV字回復に向けた経済対策ですとか、観光対策などの今後の方向性についてお話を申し上げます。

県内の経済につきましては、県独自の緊急事態宣言、こういったことも発出させていただいたということで、特に飲食ですとか観光業を中心に厳しい状況が続いているというところでございます。

そういう中で、まずは事業の継続を第一に考えまして、制度融資の拡充ですとか、さらには売上げが減少しているような事業者様に向けて給付金の給付、それからふく割、G o T o E a t、それからふくいd e お得キャンペーンといったような消費喚起策を、これまでも県内向けに行ってきたところでございます。

これから感染状況が落ち着いてまいりましたら、ふく割の追加配布ですとか、さらにはマスク会食推進キャンペーン、こういったものの消費喚起を強化してまいります。

さらにはワクチン接種が進んでまいります秋、冬場、こういったところに向けましては県外からの誘客にも力を入れるということで、国がG o T o トラベルキャンペーンを再開いたしましたら、それに対して県として上乘せを行っていく、それからバスツアーなんか

の助成も全国に拡大をしていく、こういったことを行ってまいりたいと考えております。さらにデジタル化の投資ですとか、それからオンラインビジネスといったところが、現在非常に進んできて、地方においても経済の活性化が図れるような、そういう環境が整ってきているわけございまして、福井県におきましても、成長産業の企業の誘致の強化ですとか、さらには労働力の移動、県内企業のDXの推進といったアフターコロナを見据えた経済対策、経済戦略の検討、それから促進を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、特急存続の代替案に関して、これからJR西日本との競技に臨む姿勢、決意についての御質問にお答えを申し上げます。

特急存続に代わります利便性の促進策につきましては、先月の26日にJR西日本のハセガワ社長と私オンラインで協議を行いまして、そのハセガワ社長からこういった利便性の促進策についての具体化に向けて協議を継続するという前向きな検討、回答をいただいたところでございます。

また私からその場でスムーズなダイヤの編成ですとか、利用しやすい料金設定といった利便性の確保策に加えまして、小浜線における観光列車の運行といった観光誘客の拡大についても提案をさせていただいたところでございますが、これについても前向きな回答をいただいたところでございます。

さらにそれに加えてハセガワ社長からは、県とそれからJR、さらには旅行業者、こういった3者が一体となって観光誘客を拡大していく、そういうプロジェクトチームを作って進めていこうという前向きな提案もいただいたところでございます。

令和5年度末の福井・敦賀までの北陸新幹線の開業に向けまして、県民益を最大化するために利便性の確保策とあわせて、観光振興の確実な実施、こういったことをJRにさらに求めていきたいと考えますし、それをより具体的に県としても提案させていただいて、魅力のある観光政策、こういったものを進めていきたいと考えているところでございます。続きまして、新幹線の敦賀以西の着工条件に関する議論の進捗と今後の見通し、それから県が与党PTに提案した財源見通し確保策の実現の可能性についてお答えを申し上げます。与党の敦賀、それから新大阪間の整備委員会、これは高木毅先生が委員長になっておられますけれども、ここでは着工5条件の前提となります、まず事業費、それから工期、こういったものを決めていく必要があるわけですが、その前提となるのが、例えば、環境アセスメント、それから京都駅や新大阪駅、こういったところの工事など、施工上の課題が幾つもあるわけございまして、こういったことにめどをつけるための議論が行われているという状況でございます。

こうした議論と並行いたしまして、着工5条件の早期解決を図るための議論も行っていく必要があると考えているところでございまして、7月にこの整備委員会に私呼ばれた際に、まずは貸付料の算定期間の延長ですとか、また既設の分も含めて貸付料の見直し、こういったもので財源見通しの確保を図るといった観点、さらには、小浜線は並行在来線に当たらないといった点についての確認、こういったことを求めて発言をさせていただいたところでございます。

財源見通しの確保策につきましては、昨年の年末の事業費の増工の議論の歳に、まず高崎

と長野間、ここで31年目以降の貸付料についての増枠、こういったこともされたところでございまして、今回、県が提案させていただいている内容も、十分実現の可能性があると考えているところでございます。

このほか施工上の課題ですとか、さらには着工5条件の早期実現に向けた議論を加速するために、国や政府、与党に対して強く検討を求めていると考えているところでございます。

続きまして、JRとの交渉を踏まえて作成された経営計画案の評価と今後の決意についての御質問にお答えを申し上げます。

並行在来線の経営計画の策定に際しましては、北陸3県の中でも福井県が乗車密度が一番低いという状況の中で、長期にわたって安定した経営を行っていく、そういったことができるように、JRとの間で資産譲渡の交渉もさせていただきましたし、また、効率的な体制の整備ですとか、さらには利用の促進策、こういった者の検討を行ってきたところです。

JRとの交渉におきましては、先行の2県よりもさらに譲渡額を圧縮する、それから人件費の支援ですとか、さらには譲渡前に修繕をしていただくということで、開業後の経費を圧縮する、さらには福井駅の高架下の用地を売却していただいて取得することで、その今入っているテナントの貸付料が毎年安定して県に入ってくる、並行在来線の会社に入ってくる、こういうようなことを行うことで、全体で70億の譲渡額になっているところですが、そこに交付税で31億円、譲渡に対する交付税額が見込まれるわけでございまして、39億円の実質的な県の支出に対して、JRからは60億円の、例えば人件費の支援ですとか、さらには事前の修繕、こういったことで60億円の支援、さらには毎年1億円の賃料収入が入るといったような情報を引き出せた、こういったことが獲得できたわけでございます。さらに利用促進策といたしましては、利便性の高いダイヤの編成ですとか、新駅の設置、さらには駅周辺のまちづくり、こういったことを進めるようなことについて、先行で優良な事例を持っているような、こういったものも研究をこれからもさせていただきながら、効果的な方策をまとめさせていただきましたし、これからも続けていきたいと考えているところでございます。

この計画を策定しました後につきましては、基本理念に掲げております地域に密着した県民鉄道として、県民一人一人の皆さんに愛着を持って利用していただく、また、利用していただくときには楽しみながら使っていただく、こういった鉄道にできるよう、こういった鉄道にできるよう、関係者一丸となって利用促進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、地域鉄道の維持、地方におきましては、人口減少によって利用者が減少する、また高齢化におきまして交通弱者が増えていくというようなことで、地域の鉄道は社会インフラとして必要不可欠な存在に高まってきているというふうと考えているところでございます。

国におきましては、今年の5月に第二次の交通政策基本計画を策定いたしておきまして、人口減少ですとか、新型コロナの影響によりまして、交通事業が独立採算制を前提として存続することはこれまでも増して困難ということを述べております。

ただ一方で、これに対して制度の見直しですとか、骨太な支援策というのは打ち出されて

いない、そんな状況にあるわけでございます。

県としましてはこれから、有識者の皆さんからこういったことを打開するような方策、それから課題、こういったものをお聞きしたり、国との情報交換もさせていただきながら、課題を整理した上で法整備も含めて具体的な提案を取りまとめさせていただき、その上で、県議会はもとより、全国知事会とも力をあわせまして、国や国会議員に対して提案とか要望をさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、将来の公共交通体系及び行政支援の在り方について申し上げます。

新型コロナの感染拡大によりまして経営状況は厳しさを増しておりますけれども、公共交通は一方で地域にとって必要不可欠な社会インフラということで、県をあげて発展に努めていかなければいけないと考えているところでございます。

こうした中で福井県におきましては、これまでも路線バスですとかコミュニティバスに対しても運行の支援を行ってまいりましたし、また、えち鉄、福鉄についても設備投資に対する支援を行いました。

コロナ禍におきましても経営を下支えするという意味で緊急支援も行わせていただいております。全国的に見ても極めて手厚い、そういった支援をさせていただいているところでございます。

一方で、令和6年に新幹線の開業が予定をされるわけございまして、これからは守るばかりではなくて観光のほうに打って出る、こういったことが非常に重要になってくる、そういうチャンスが訪れると考えているところでございまして、JR西日本、それから旅行会社、3者と一体になりまして誘客を強化する。

例えば、恐竜列車とか恐竜バス、こういったものも今走っておりますけれども、戦国列車とか、こういったもの、事業者が工夫して行うような事業に支援を行う、こういったことも行いながら、観光の誘客、拡大、こういったことを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、第6次のエネルギー基本計画案の評価についてお答えを申し上げます。

エネルギー基本計画の改定に当たりましては、福井県からは原子力の位置づけですとか、そこに至る道筋、こういったものを明らかにすること、それから安全性向上に向けた研究、開発の促進、さらには使用済燃料対策、さらには立地地域を中心とした地域の振興などを求めてきたところでございます。

これに対しまして、今回の計画案におきましては、原子力の比率について、今の6%から2030年には20から22%に引き上げるということ、2050年に向けては必要な規模を持続的に活用していくということ、安全性などに優れた研究炉、こういった炉の追求など、技術開発ですとか人材の育成に努めるという方針が示されたところでございます。

また、使用済み燃料対策ですとか立地地域の将来像については、国が全面に出てこれの解決を図っていく、そうした国が今までにもない、今までより以上の対応が明確になったというふうに考えているところでございます。

さらには、これからエネルギー計画の諸課題について、総合エネルギー調査会の場を活用しながら、引き続き議論を進めていっているところでございまして、今回示されていない課題、特に2050年に向けて必要な規模をどう確保していくのか、こういった課題について積極的に議論を行うよう国に求めていきたいと考えているところでございます。

そのほかの質問の答弁につきましては担当より御答弁申し上げます。

議長／総務部長近松君。

近松総務部長／私からは1点、高校や大学で使う現場でトークにつきましてお答えさせていただきます。

「現場でトーク」につきましては、令和元年度以降、延べ65回、約4300人の学生と20年後の福井の未来や観光、ものづくり、医療など、幅広い分野につきまして意見交換を行ってございます。

その上で、新幹線福井・敦賀開業でございますとか、また人口減といった課題もある中、若者により強く県政への関心を持ってもらうということが重要であると考えてございます。今後でございますが、SNS、動画配信、デジタル化など、若者に届くような形で情報を発信するとともに、「現場でトーク」につきまして、オンラインを活用いたしました意見交換の拡充、また学校への積極的な参加の呼びかけなどをいたしまして、若者の声を聞きながら、県政に反映させてまいりたいと考えております。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私から3点お答えいたします。

まず並行在来線について、利用者数1日当たり2万人という人数を維持するという目標達成のために必要な利用促進策と、その実効性についてお答えいたします。

利用者数の目標につきましては、新型コロナウイルスの影響も加味しながら、県内の地域鉄道、あるいは他県の成功例を参考に設定をさせていただいております。

その実現に向けましては、まず増便や快速列車の運行、パターンダイヤ化など利便性の高いダイヤを編成するということ、それから新駅の設置やパーク&ライド駐車場の拡充、さらにはサポーターズクラブなど県民運動の展開、新幹線による来県者の利用、いわゆる観光、ビジネス利用、こういった方々を確保していく、こういった利用促進策を進めていきたいと考えております。

こうした取組を、並行在来線会社だけでなく、行政、企業、県民の皆さんと一緒に実行していくことによって、この目標については十分達成可能なものというふうに考えてございます。

次に、共創会議の関連でございますが、6月定例会で御指摘をいただいた事項の対応状況、それから共創会議ワーキンググループにおける検討状況についてお答えいたします。

6月議会で指摘のあった事項のうち、まず、原子力発電所が立地しておりません小浜市や若狭町の意見の反映ということにつきましては、今月1日に開催されました第1回ワーキンググループにおきまして、両市町がオブザーバーとして参加をするといったことが議題として提案されております。

それを受けまして参加の方向で手続が進められているということでございます。

次に、原子力政策の方向性が明確に示されていないと共創会議が進められないのではない

かという御指摘に対しましては、エネルギー基本計画案におきまして、2050年に向けて必要な規模を持続的に活用する、さらには将来に向けた研究開発、人材育成を進めていくということが示されておりまして、方向性は概ね明らかにされたものというふうに思っております。

また、ワーキンググループの検討状況でございますが、初回におきましては安全性に優れた次世代炉の研究開発のほか、廃炉ビジネスや水素サプライチェーンの構築など、産業の複線化、新産業の創出につながる提案がワーキンググループのメンバーから出されたところでございます。

今後、こうしたものを基に具体的な検討も進められていくということになります。

最後に、共創会議への議会の意見の反映についてお答えいたします。

共創会議につきましては、今月1日にワーキンググループ会議におきまして、素案づくりのための議論をスタートさせたということでございます。

議会からいただいた、またはこれからいただく御意見、御提案につきましては、随時、ワーキンググループの場において国に伝えていきたいというふうに思っております。

さらには、素案がある程度固まってきた段階におきまして、その検討の状況を議会にも報告し、御意見を伺うということも考えてございます。

その具体的な時期、方法等につきましては、また議会ともよく御相談させていただきたいというふうに考えてございます。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは、原子力防災訓練の目的、課題等についてお答えを申し上げます。

今年度の原子力防災訓練は、今年1月に策定されました美浜地域の広域避難計画に基づきまして、職員の習熟度向上、避難手順に関する住民理解の促進を目的に実施したいと考えてございます。

その中で、美浜発電所のUPZ圏に多くいらっしゃる外国人の方への対応ですとか、コロナ禍における新たな避難先の確保などの対策が必要と考えてございまして、外国人の方の視点で、避難指示から避難完了までの手順の確認。

あらかじめ決めてある避難所に加えまして、近隣の市町の避難所やホテルへの避難、避難先の福祉施設における生活スペースや資機材の確保などの訓練を実施することとしております。

なお、訓練の詳細につきましては、新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえまして、参加者の健康を第一に考え、関係機関と検討を進めていきたいと考えてございます。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長／私から2点、お答えをいたします。

まず第5波における感染状況に関する認識と今後の感染者の療養方針ということでお尋ね

をいただきました。

第5波、1362件感染がこれまで出ておりますけれどもデルタ株による感染拡大によるものでございます。

8月だけで971人ということで、これはこれまでの全ての累計の3分の1に当たります。こういった状況ではございますけれども、これまで本県では、県医師会、県看護協会、医療機関との協議を積み重ねてまいりまして、原則として全ての患者様を病院等で受け入れる理念の下に、その実現のための負担も分かち合いながら進めております。

また、新たな病床とか宿泊療養施設の確保、臨時の医療施設の整備など、医療体制の拡充も図ってきております。

保健所におきまして、感染拡大の局面では業務増加はございましたけれども、保健師の応援派遣、それからこれまで体制を整えてきました入院管理の一元化、検査調整の一元化がうまく機能いたしましたして、患者様への対応が遅れるようなことはございませんでした。

今後とも積極的疫学調査も確実に実施してまいりまして、原則入院の体制維持による適切な医療の維持に努めてまいります。

それから職域接種の進捗状況と課題についてということでお尋ねをいただきました。

国から承認を受けました本県の職域接種は15件、人数にしますと約3万人ということになっております。

現在、各企業において順次接種が進められておりまして、終了したところも6件あるという状況でございます。

もともと申請は25件ございましたけれども、モデルナワクチンの不足に伴う国の承認の遅延等もございまして、10件については申請を取りやめております。

この対象者につきましては、県と経済団体が協力して実施している大病院での接種、それから個別の医療機関の接種、県の集団接種会場での接種、こういったものに希望者の接種を振り替える形で対応してきております。

また、先月25日に福井商工会議所の職域接種が始まりました。

県内最大1万2000人の接種でございますけれども、こちらで従業員の家族も対象にする、それから県内全域の事業所も対象にするということで広げてまいりまして、県全体の接種促進に貢献をいただいております。

また一昨日始まりました県職員等の職域接種におきましても、優先枠を捻出いたしましたして、若年層の接種機会を確保しております。

これらにつきまして予約の空きもございますので、さらに広報等を通じまして接種機会の呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

議長／警察本部長遠藤君。

遠藤警察本部長／私からは1点、原子力発電所の警戒警備の現状についてお答えをいたします。

県警察では、原子力施設に対するテロに備え、テロ関連情報の収集・分析に当たるとともに、全国で唯一となる専従の原子力施設警備隊の設置、自動小銃、サブマシンガン、特殊

車両等を装備した「原発特別警備部隊」による原子力事業者、海上保安庁等と連携した24時間体制の常駐警戒といった措置を講じております。

また、原子炉等規制法に基づく原子力規制庁や警察庁職員による立入検査への同行を通じた、核物質防護措置の強化等に係る指導・助言、テロ等発生時の対応を確認するための事業者、海上保安庁等との合同訓練、緊急事態下における治安出動を想定した自衛隊との共同実動訓練等を鋭意推進しております。

県警察では、事業者、関係機関等と連携し、原子力施設の警戒に万全を期してまいります。とりわけ、テロ対策の要諦は情報収集・分析にあります。

僅かな兆しを見逃さず、早めの対策を講じ、テロの未然防止に全力を尽くしてまいります。

議長／ここで、休憩いたします。

議場の換気を行います。

再開は5分後といたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

島田君。

島田議員／県会自民党の島田欽一でございます。

県政が当面する諸課題について質問と提言をさせていただきます。

それではまず観光行政について伺います。

初めに、新型コロナの第5波の影響と対策について伺います。

国土交通省が公表した宿泊旅行統計によると、令和2年における本県の延べ宿泊者数は前年比38.1%減の256万人であり、今年度、県独自の「ふくいd eお得キャンペーン」について、夏季限定とする割引上限額の上げやトリプル割によって県内旅行の需要喚起を図ろうと尽力してきたところであります。

しかし、県独自の緊急事態宣言等の発出により、「ふくいd eお得キャンペーン」の新規予約受付を一時停止せざるを得なくなり、夏休みシーズンというかき入れ時にもかかわらず、観光業界への支援が停滞する状況にあります。

そのため、先月17日に行われた知事と交通、観光業10団体との意見交換会では、「ふくいd eお得キャンペーン」の早期再開や割引上限引上げの継続などを求める声があり、今定例会では冬シーズンに合わせて、県民のみを対象とした宿泊旅行割引上限の引上げのほか、新たに国のG o T oキャンペーン再開に合わせた県独自の割引の導入や県内貸切バス利用に対する助成といった県民以外も対象とした観光促進策にかかる予算が計上されております。

例年であれば冬シーズンは越前ガニを求めて全国からの宿泊需要が多く見込まれることから、本事業が効果的に県内観光業の支援につながることを期待します。

一方で、現在の全国の感染状況を鑑みると、まだまだ終息の兆しが見えないことから、直

前での新規受付停止、割引停止となり、観光業界への支援が不十分に終わる懸念も拭えません。

そこで、新型コロナの第5波による観光業界への影響を伺うとともに、冬シーズンの観光需要喚起策の実施方針について、知事の所見を伺います。

次に、J R小浜線及び越美北線減便を受けた今後の観光誘客について伺います。

J R小浜線と越美北線は北陸新幹線敦賀開業を契機に、増大する観光客の重要な二次交通として期待されておりますが、新型コロナの感染拡大に伴う経営悪化により、J R西日本は今年秋のダイヤ改正において両路線の減便を7月末に公表したところであります。

先月4日に行われた総務教育常任委員会協議会では、J R西日本は北陸新幹線の敦賀開業を見据え、今の時期から福井県エリアの活性化に向けた観光振興に関係者と連携して取り組む、また、観光等により多くの利用が見込まれる場合には、臨時列車を運行するなど、実際の利用状況に応じて柔軟に対応していくとの説明がありました。

さらに、観光に関して越美北線については県、福井市、大野市、J R西日本との連携協定が締結されており、小浜線についても観光誘客についての協議会を開催する予定とのことですが、加えて、新幹線開業を契機とした観光振興に向け、県とJ R西日本を中心に旅行会社や市町を交えた観光開発のプロジェクトチームを設置することで合意したとのことですが、J R小浜線、越美北線の減便を受け、今後J R西日本とともにどのような観光誘客策を検討していくのか、知事の所見を伺います。

次に、産業行政について伺います。

はじめに、消費喚起策について伺います。

県が昨年度から実施している消費応援キャンペーン「ふく割」については、当初、特定の業種への偏った利用や発行されたクーポンが使用されない等の問題点が指摘されておりましたが、今年度のキャンペーンでは、内容が拡充され、「ようふく割」、「めがね割」、「じざけ割」など業種ごとに分けたクーポンを発行したり、利用期間を短くし、未使用クーポン分を次の発行分に繰越し発行したりするなど、前回の問題点が一定程度改善されたと感じます。

業種別の「ふく割」については、事業所からも高く評価する声が上がっており、先月20日に行われた知事と経済団体との意見交換会では、「ふく割」などの消費喚起策の継続などを求める声があったとのこととあります。

このような中、今定例会において、新たに「マスク会食割（プチぜいたく割）」の発行にかかる予算が上程されております。

本クーポンは、県独自の緊急事態宣言に伴う時短要請により、特に影響を受けている飲食店への支援策の一つとなることから、感染対策を十分に行いながら利用促進が図られることを期待します。

そこで、今年実施した「ふく割」の利用状況を伺うとともに、業種別クーポンの発行による各業界への支援の状況に対する認識について、所見を伺います。

次に、アンテナショップの移転先について伺います。

現在のアンテナショップ「食の國福井館」については、「ふくい南青山291」の物販機能も集約した新たなアンテナショップとして移転先の検討が行われており、今定例会にお

いて、現店舗に近い銀座の物件とする方針が示されました。

移転先は、視認性の良い角地で、近隣に他県のアンテナショップも多く集積されており、人が来館しやすい動線上に立地していることから、来館者は53万人を目標とし、店舗売上は3億2000万円と現店舗と南青山の店舗をあわせた売上の約1.5倍を見込んでいるとのことであります。

今後、北陸新幹線敦賀開業に向け、新たな福井の顔として、本県が誇る食や伝統産業の認知度を上げるとともに、首都圏からの誘客の足掛かりとなる重要な役割を担うアンテナショップに大いに期待をしております。

そこで、新たなアンテナショップの来館者数や店舗売上の目標達成に向けた今後の戦略の方向性について、知事の所見を伺います。

次に、農林水産行政について伺います。

はじめに、米の在庫状況について伺います。

農林水産省によると、2021年産の主食用米の生産量は飼料米などへの転換を強化したことにより、米余りを回避できる目安の700万トンを超える見込みとなりましたが、来年6月末の民間在庫量は国の需給見通しよりも大幅に増加することが見込まれており、供給過剰による価格下落が懸念されるところです。

また、福井県JAグループにおいては、2020年産のいちほまれについて、700から800トンがいまだに販売未契約の状態であるとの報道がありました。

6月定例会において、我が会派からいちほまれの販売戦略について質したところ、首都圏でのテレビCMによる宣伝や実際に手に取ってもらえる機会の増加、量販店における販売キャンペーンへの支援などにより、販売拡大を強力に進めていくとの答弁がありました。コロナ禍で外食需要の低迷が続く中、米の在庫量を減らすための取組は喫緊の課題であると考えます。

他県では、米余りを解消するため、県外の飲食店に米の仕入れ費用などを支援したり、県外贈答用として送る際の送料の一部を負担したりするなど、2021年産米が出回る前の在庫消化に尽力しているところであります。

本県においても、供給過剰による価格下落を避けるため、2021年産米が出回るまでに県産米の販売促進策を積極的に検討する必要があると考えます。

そこで、県産米の現在の在庫状況を伺うとともに、現状に対する県の認識と今後の販売促進策について、所見を伺います。

次に、農林水産業の人材育成・確保について伺います。

年々減少し続ける第一次産業の担い手確保のために、県では園芸、林業、ワイン、水産のカレッジ研修事業が実施されております。

このうち、平成26年に開校した園芸カレッジについては、令和2年度末までに172名が修了し、そのうち自ら経営を行う独立就農98名、農業法人への就業等50名の合計148名が坂井北部丘陵地等を中心に定着しているとのことでありました。

これは、県の普及指導員やJA等による卒業生へのきめ細かな技術指導、経営相談所の専門家による個別指導など、就農後の手厚いフォローによるものだと考えられます。

一方、一部のカレッジ研修では、卒業生の就業が安定するまでの資金面等に対する支援が

乏しいという状況について6月定例会の産業常任委員会において質したところ、今後支援策を検討していくとの答弁がありましたが、園芸カレッジ以外の卒業生に対しても、園芸カレッジの事例を生かした支援を十分に行い、本県での定着に結びつけてもらいたいと考えます。

そこで、県が行っている園芸以外のカレッジ研修卒業生の現状と課題を踏まえ、今後の支援の在り方をどのように考えているのか、所見を伺います。

次に、土木行政について伺います。

はじめに、盛土対策について伺います。

今年7月、静岡県熱海市において大規模な土石流が発生し、多数の人命が奪われました。現場周辺は、県が土砂災害警戒区域に指定するとともに、市のハザードマップでも地区一帯で土石流の可能性が高いと指摘されていた地域であり、特に今回の災害は、現場周辺の盛土が被害を甚大化させました。

これを受けて、国は全国の盛土の安全性を調査する方針を打ち出しました。

この調査では、宅地造成を目的とした大規模な盛土造成地以外も対象としており、点検箇所については、国土地理院のデジタル地図を活用して標高が5メートル以上高くなった場所を抽出し、さらに自治体を持つ造成地の情報などを踏まえ、絞り込みを行ったとのことですが、国土地理院のデータに限りがあることや、膨大な数に上る盛土の安全性の確認方法など、課題が山積しています。

他方で、大規模盛土造成地については、これまでに国土交通省が自治体に対して、安全確認の要請を行っていますが、7月上旬の新聞報道によると本県の状況としては、8市町、計149か所あるうち、安全性の把握に向けた現地調査の着手率は0%となっています。

本年度中に4市町が、残りの4市町は来年度以降に実施予定とのことですが、現地調査の結果、地盤変形や湧水などが確認されれば、安全確認を行い、危険と判断されれば対策工事と、現場の安全確保には時間を要することから早期の着手が必要であります。

先月も西日本などを中心に記録的な大雨が続き、土砂災害警戒区域における土石流で亡くなられた方が多数発生していることから、特に土砂災害警戒区域等に含まれる、71の大規模盛土造成地については、早急に安全性を把握し、所要の対策を講じていくことが喫緊の課題であります。

そこで、県内の大規模盛土造成地の安全性確保に向けた現状と対策を伺うとともに、新たに行われる全国調査に対する今後の対応について、知事の所見を伺います。

今回の土石流の要因となった盛土については、不動産会社による不適切な残土処分が指摘されています。

盛土規制に関しては、森林法や砂防法など個別法による規制規定が存在しますが、個別法では規制の場所や目的が限られているため、カバーできない範囲が存在します。

これに対し、規制条例を独自に設けている自治体もありますが、本県においては独自の条例はなく、既存の法規制で対策を講じている状況であります。

また、条例を設けていても自治体ごとに規制内容が異なることや、罰則規定に関しても法律上の制限があることから、実効性に限界があり、より規制の緩い地域に土砂が持ち込まれる懸念があります。

このため、全国都道府県議会議長会において全国統一の安全基準の設定について決議されたところではありますが、持ち込まれる土砂の動きに主眼を置いた全国一律の規制について必要性が高まっていることから、その法制化や土砂の追跡方法の確立について国に強く要請していくとともに、廃棄物や土木、住宅、農林など多岐にわたる盛土の関連事務について、本県でも部局横断的な対応が必要であります。

一方で、本県における建設残土の処分を巡っては、現在事業中の公共事業等による発生分とともに、今後は舞鶴若狭自動車道の4車線化や北陸新幹線敦賀以西の整備等に伴う発生分が多く見込まれることから、規制とともに残土処分地の確保についてバランスを取りながら進めていくこともまた重要であります。

そこで、盛土規制についての本県の対応状況と今後の方針について、知事の所見を伺います。

次に、防災・減災、国土強靱化対策について伺います。

昨年12月、全体事業費を15兆円程度とする防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が閣議決定され、5か年対策の初年度となる本年度の国土強靱化年次計画が6月に決定されました。

今回決定された年次計画の総事業費は、約4.2兆円で、流域治水をはじめとする風水害や大規模地震等への対応、インフラ老朽化対策、デジタル化等の推進に重点が置かれています。流域治水は、近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、これまでの河川の氾濫を防ぐためダムや堤防の整備などから、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、流域のあらゆる関係者が連携して行う治水対策であります。

具体的な取組として、田んぼやため池、校庭などを活用した貯水、間伐で保水能力を高める森林整備、土砂流出を抑制する治山ダムの設置や危険な地域からの集団移転などが考えられます。

本県でも、鯖江市において田んぼダム整備事業が進められているほか、新たに今年度から農林水産省の「スマート田んぼダム」の実証事業が採択され、7月から実施されているところでもあります。

また、若狭町から小浜市に流れる一級河川北川に残る霞堤も水の勢いを弱め、決壊を防ぐなど減災の効果があり、流域治水につながるとされています。

一方で、これらの治水対策により損失を被る場合があるのも事実であります。

実際、霞堤によって流れ込む水に稲が浸かり収穫ができないといった声や、その水にごみが交じり、水が引いた後の処理が大変との声もあることから、浸水地域等に対する補償や支援策もあわせて考えていく必要があります。

7月末に福井や丹南地区で河川の氾濫や土砂崩れが発生した大雨では、記録的短時間大雨情報が異例の4回発表されるなど、全国的に雨の降り方が変化し、近年は想定を上回る豪雨が相次いでいることから、地域の実情に合わせた取組が実行され、流域全体の安全・安心が早期に実施されることが望まれます。

そこで、二級水系流域治水プロジェクトにおける取組等の検討状況を伺うとともに、その取組に伴い生じる損失に対する支援制度の方針について、所見を伺います。

次に、道路整備プログラム（案）について伺います。

今年3月に策定された「福井県道路の将来ビジョン」の実現に向け、今後10年間の主要な道路整備箇所の見通しを示す「道路整備プログラム（案）」が本定例会において示されました。

さきの6月定例会では、中間取りまとめとして計画期間における事業中箇所の事業見通しが示され、今回、事業化検討箇所が示されたところでもあります。

6月定例会において、本プログラムの必要性や狙いについて質したところ、プログラムの策定によって、産業振興や観光振興を計画的かつ効率的に進めることができる、また、事業化検討箇所の選定に当たっては、道路の将来ビジョンで示した基本方針に基づき、地域に求められる機能や役割を勘案して検討するとの答弁がありました。

道路整備は、沿線住民の生活に影響するだけでなく、産業振興や観光振興によるまちづくりにも大きな影響を与えます。

このため、事業化検討箇所として掲載された路線の沿線地域とそうでない地域との間に大きな差が生じることも懸念されるところではありますが、地域バランスも勘案しつつ、選択と集中により効果的・効率的な道路整備が進むことで県全体のさらなる発展につながっていくことを期待します。

また、県内外からの企業誘致や誘客など、産業振興及び観光振興を計画的に進めていくためには、本プログラムの内容を広く周知し、必要などころへ情報を届けることが重要であります。

そこで、道路整備プログラムが道路の将来ビジョンを具現化するとともに、福井県長期ビジョンに示された将来像の実現につながるものとなっているか伺うとともに、本プログラムの周知策について、所見を伺います。

次に、教育行政について伺います。

教員の働き方改革について伺います。

県内の公立学校教員の時間外労働について、過労死ラインの一つの目安とされる月80時間以上だった人数は、年々減ってきてはいるものの、今年4月も200人を超えており、部活や教材研究、保護者対応などが主な要因となっております。

文部科学省がSNSで教員の仕事の魅力発信を呼びかけた「#教師のバトン」プロジェクトでは、若い世代に教員の魅力を伝え、人材不足の解消を図るという狙いとは裏腹に、部活動や保護者対応など膨大な業務を嘆く投稿であふれたとのことでもあります。

こうした現状を解消するため、本県においても、教職員定数の改善や充実、業務の負担軽減と児童生徒支援の充実、部活動負担の軽減等を国に要望しているところでもあります。

また、部活動の顧問を複数の教員で務めるようにしたり、担任業務の支援員を置いたりして、これまでも時間外勤務の削減に努めているほか、保護者に対しても、教員も労働者であり365日24時間「先生」ではいられないことについて理解を求めています。

このような中、県教育委員会と県PTA連合会が保護者に出した、小中学校への電話相談や連絡は午後5時までとするよう求める要請文が波紋を呼んでいるという新聞報道がありました。

特に中学生は部活動などで午後6時以降に帰宅することもあり、保護者が帰宅していない子どもを心配して連絡する場合はどうしたらよいのかといった不安の声が聞かれます。

このような状況を踏まえ、市町教育委員会や各学校では独自に対応時間を延ばすなどの対応を取っているようですが、そこで、働き方改革については、生徒や保護者の意見、不安をくみ取る機会を確実に設け、その思いを反映しながら改革を進めていくことが肝要であると思慮するが、見解を伺います。

また、教員の働き方改革が目指すのは単なる労働時間の削減ではなく、将来を担う子どもたちと向き合う時間の充実であるべきであり、ほかの職種における働き方改革とは異なるという認識の下で進めていく必要があるとの考えもあります、所見を伺います。

最後に、公安行政について伺います。

子どもの安全・安心対策について伺います。

今年6月、千葉県八街市において、飲酒運転のトラックが下校中の小学生の列に衝突し、男女5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。

これを受けて、国は先月、通学路等における交通安全の確保と飲酒運転の根絶を柱とする緊急対策を取りまとめました。

緊急対策では、通学路等における交通安全の確保として、これまでは危険箇所として取り上げられなかった箇所も含め、新たな観点による通学路の総合点検と対策を行うこととされています。

具体的な対策として、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、見守り活動の実施等によるソフト面の対策と、歩道やガードレール、信号機等の交通安全施設の整備などによるハード面の対策を組み合わせ、地域の実情に応じた効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施するとしています。

新聞記事によると。

議長／発言通告時間を超過しておりますので、簡潔にお願いします。

島田議員／新聞記事によると、警察本部長は、主な県内の交通事故の特徴として、過去5年で登下校中の小中学生の人身事故は年平均10件以上であると指摘しており、今年4月に策定した「第11次福井県交通安全計画」においても、「道路交通の安全対策」の8つの柱の1つとして、通学路を含む「道路交通環境の整備」を掲げております。

千葉県で発生したような子どもが被害者となる交通事故が二度と起きることがないように、国の緊急対策とあわせ、これらの対策が実効性のあるものとなり、「人優先」の社会が実現されることを切に願います。

そこで、今回示された交通安全に関する緊急対策として、特に通学路等における交通安全確保策を今後どのように実施していく方針であるか、所見を伺います。

以上、質問と提言をしてまいりました。

知事をはじめ、理事者各位の明快で誠意ある答弁を期待して、私からの質問を終わります。すみません、遅れまして。

議長／知事杉本君。

杉本知事／島田議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、観光行政について、新型コロナ第5波による観光業界への影響と、冬シーズンの観光シーズン換気策の方針についてお答えを申し上げます。

第5波期間中の夏のシーズンにおきましては、インターハイという一つの需要があったところでありますけれども、国、全国、それから福井県における緊急事態宣言の発出に寄りまして、県内の観光地につきましては、2年前のコロナ禍の前の状況に比べるとお客様が半減しているような厳しい状況が続いているところでございます。

ただ、秋になりますとこれまで延期になっていました修学旅行ですとか、それから冬シーズンになりますとワクチン接種も進んできて観光需要も広がってくるということが予想ができるところでございまして、当面は県民向けの観光キャンペーン、こういったことで需要の喚起を行う、それからそのあとには感染状況が落ち着いてきたら全国からバスツアーを集めるような、こういったことを先手先手で経済対策を行っていきたいと考えているところでございます。

また、GoToトラベル事業につきましても、これも国に対しまして感染が治まっているような地域から、順次でもいいので再開すべきだと申し上げておりまして、これが再開になりましたら、県独自の上乘せも行わせていただきまして全国的にお客様を集めてくる、こういったことも初めて行きたいと考えているところでございます。

続きましてJR西日本とともに検討する観光誘客策についてお答えを申し上げます。

北陸新幹線の福井・敦賀開業が2年半後に迫ってきたというところでございまして、県におきましては観光地の整備ですとか、それから体験プラン、こういったものをつくるといったことを急いでいるところでございまして、さらにこれからはこういった観光商品というものをどんどんつくっていただく、つなぐということをやっていたらこうと考えているところでございます。

また7月のJR西日本のハセガワ社長との懇談の中で、JRのほうからは県とJR、それから旅行者、こういった方が、県は観光素材を磨き上げる、旅行者は観光商品をつかってJRが宣伝したりプロモーションしてお客さんを連れてくる、こういった役割分担で観光事業を広げていく、こういったことを提案されたところでございます。

旅行者に入りますと、観光される方の心にささる商品ができるということで、来年春以降、定期的に商品を開発する、こういったことにつなげていきたいと思っております。

既に、小浜線か越美北線については、JRや、周辺の市町村と、市や町とともに、例えば、観光列車であるとか、それから旅行商品の開発、こういったことも行っているところでございまして、この動きを来年春からも、今申し上げたような旅行商品の開発、プロジェクトのほうに結びつけていきたいと考えているところでございます。

続きまして、土木行政について、大規模造成土地の現状と対策、新たに行われる全国調査への対応についての御質問にお答えを申し上げます。

大規模造成地につきましては、全国149か所について、国土交通省からの要請で、市や町で来年度末までに、地震の評価、地震に対する評価、こういったことを今行っているところでございまして、既に115か所について着手しておりますし、34か所についても順次着手していくということで、来年度末には結果が出るということでございます。

さらに今年の7月の熱海での土砂災害を受けまして、県独自でその中から39か所、これは土砂災害警戒の特別区域に指定されている箇所でございますが、その39か所に行きまして目視で、土砂に亀裂が入ってないか、擁壁がいたんでいないか、はらみがないか、こういった点検もさせていただいています。

これは今月中に終わらせたい。

引き続いてイエローゾーン、土砂災害警戒区域、この32か所についても11月までにそういった検査を終えたいということで進めさせていただいております。

全国調査につきましては、国土交通省、宅地以外の砂防指定地、こういうようなところにつきましても、許可、造成もしくは盛り土の許可を行っておりますので、こういったものですか、さらには国土地理院のデータをいただいて、こういったものをいただいて約100か所ございます。

こういったところについて11月末までに県として目視の調査を行っていくと、その結果を国土交通省に伝えていくということにしているところでございます。

その上で次の盛り土規制についての対応状況と、今後の方針についての質問ですが、現在、本県につきましては、盛り土規制については、例えば都市計画法とか、農地法ですか、個別の法律に基づいて開発行為の許可基準に基づいた年間50件程度の許可を行っているところでございまして、これらについては適正に管理がされていると考えているところでございます。

ただ、7月の熱海の土砂災害もございまして、全国知事会ではこれについて、建設残土に関して法制化をして、全国統一の基準、規制をかけるべきだということを申し上げております。

国は今回の特別点検を県に依頼しておりますけれども、この結果を受けまして、盛り土の危険な箇所の防止といったことの制度を考えると行っております。

県といたしましても、既に県の土木部、安全環境部、農林水産部、部局横断でタスク構想をつくって検討を始めておりますけれども、国の動向も確認しながら、さらに条例化についてもこういったものを含めた盛り土の規制について検討していきたいと考えているところでございます。

そのほかの御質問につきましては、担当より御答弁を申し上げます。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／私からは、産業行政のうちのアンテナショップにつきまして、来館者数や売上目標達成に向けた戦略についてお答えを申し上げます。

今回、新たなアンテナショップは、北陸新幹線県内開業を見据えまして、首都圏における本県の知名度向上と物販、観光などのビジネス、本県の移住、これの拡大を目指すというものでございます。

新しい店舗はこれまでと比べましても、御質問にもありましたが、買い物をする方々が大幅に多い通りに面しております、角地であるということで非常にPRに有利な土地であるということですので、アンテナショップ巡りを楽しむ層もありますし、銀座をぶらつ

でショッピングする方もたくさんいらっしゃいますので。

ビジネスマンのランチ、この需要もしっかり取り組んでいきたいと、こういうことで目標を達成して行きたいと考えております。

特に売り場やイートインスペースを大きく取ることができますので、販売のアイテム数は増やすことができますし、人気商品、地酒もありますし、海産物などもあります、大量販売ができます。

それから、次なるヒット商品を目指す、新しい商品、こういうもののテスト販売、こういうものも同時に行うことができるというようなことで、県産品の魅力を十分に発信できるというふうに考えております。

また、ここで入ってきたお客様につきましては本県の教育水準の高さとか、子育て環境のよさなんかを積極的にPRしまして、観光に来ていただきたいし、移住もぜひ考えていただきたいということで、そういう情報発信もしっかり行っていきたい。

まさに首都圏に開いた福井県のゲートウェイとして機能を強化してまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長吉川君。

吉川産業労働部長／私からは、「ふく割」の利用状況と各業界へ業種別クーポンによる支援の状況についてお答えをいたします。

「ふく割」につきましては、今年度は全業種を対象としましたクーポンに先立ちまして、小規模店舗や衣料品店、地場産業限定のクーポンを発行しておりまして、昨日時点で約20万枚が利用されまして、10億円を超える消費喚起効果があったというふうに考えております。

この結果、洋服店、眼鏡店、酒店、理美容店など、幅広い店舗での利用が進みますとともに、一般的にはプレミアム商品券では利用が少ない10代から20代の利用も10%を超えているなど、幅広い世代で利用されているというふうに考えております。

業種別クーポンにつきましては、ようふく・めがね・じざけ割が順調に利用されている一方で、伝統工芸品限定のクーポンにつきましては、利用が実際のところあまり進んでいませんことから、割引率を50%に引き上げて具体的には20%以上で1,000円の割引を受けられるというふうにいたしまして、伝統工芸品の消費を喚起してまいります。

また、マスク会食割につきましては、県内の感染状況が改善した後には発行を再開するとともに、ちょっと高めの飲食での利用が可能な「プチぜいたく割」、これは5,000円の飲食で1,000円の割引をするというものを新たに発行しまして、飲食店での消費をさらに喚起してまいりたいというふうに考えております。

議長／農林水産部長池田君。

池田農林水産部長／私から2点、農林水産行政についてお答えします。

まず1点目、県産米の現在の在庫状況と今後の販売促進策についてです。

コロナ禍で全国的に米の需給が緩み販売が厳しい中、福井県 J A グループによると、2年産米につきましては、県産米全体としてはほぼ全量が卸業者等と契約済みとなっております。

そのうち、いちほまれでございますが、現在約500トンが販売先未確定となっております。これについては、県と J A が一体となって新たな販売先を開拓するなど営業活動を続けまして、新米の販売にスムーズにつなげていきたいと思っております。

これらの影響もございまして、3年産米につきましてもコロナの影響もありまして、厳しい状況が続くと見込まれており、早期の販売が重要であります。

J A の関西・中京での「福井米キャンペーン」を支援するほか、首都圏を中心にいちほまれの販路拡大を進め、県産米全体の販売を促進してまいります。

園芸カレッジ以外の研修卒業生に対する今後の支援の在り方についてお答えいたします。県では、園芸カレッジのほか3つのカレッジがございまして、これまでに、林業カレッジにおいて40人、水産カレッジが26人、ワインカレッジが16人、卒業生がいるところでございます。

研修修了後の卒業生については、給付金や貸付金の支援のほか、林業におきましては伐採・搬出技術のスキルアップ研修、水産では刺網など新たに挑む漁法の技術習得、それからワインにおきましてはブドウ栽培のより高度な技術指導などを行っているところでございます。しかしながら、卒業生一人一人の状況や課題は様々でございます。

今後は、それぞれのニーズに応じたよりきめ細やかな支援を検討しまして、本県農林水産業を担う人材の育成に努めてまいります。

議長／土木部長西出君。

西出土木部長／私からは、土木行政につきまして2点お答えいたします。

まず、二級水系流域治水プロジェクトについてでございます。

二級水系流域治水プロジェクトについては、福井県二級水系流域治水協議会において、笹の川、井の口川、早瀬川、多田川の4水系で今年度中に策定を予定しております。

今年6月には、河道拡幅等のハード整備に加え、雨水貯留や田んぼダム等の地域の実情を踏まえた流域治水対策を盛り込んだ中間とりまとめを公表したところであります。

今後は、他地域の先行事例等を踏まえて、さらなる流域治水対策の検討を行い、プロジェクトを取りまとめていくこととしております。

また、浸水を許容する地域への支援については、例えば北川の霞堤では、ごみの集積処分や農業被害の公的補償等について、地域の方々からも要望をいただいております。国に対して引き続き、地域の協力を得る上での十分な補償制度の創設を要望していくとともに、協議会におきましても、地域への支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。続きまして、整備プログラムにおける道路の将来ビジョン、長期ビジョンの実現性と周知策についてでございます。

道路の将来ビジョンにおきましては、県の長期ビジョンに掲げる、飛躍する福井の実現に向け、道づくりの基本方針として、広域交流の拡大、産業・観光の活性化、幸福度日本一

の生活基盤、県土強靱化と持続性、魅力ある道路空間の創出の5つを定めております。道路整備プログラムの事業化検討箇所は、その基本方針に合致し、整備効果や緊急性、地域バランス、地元の熟度などを勘案して選定しており、長期ビジョンに掲げる「新時代の産業基盤を確固とし、くらしの質を高め、活力に満ちた地域づくり」の実現につながるものと考えております。

今後、県内外からの企業誘致や誘客に活用できるよう、プログラムに掲載する箇所の情報や完成の見通しを毎年更新し、ホームページで公開するとともに、市町や関係機関に情報提供するなど、広く周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

議長／教育長豊北君。

豊北教育長／私からはまず、働き方改革の進め方について、2点お答えいたします。

まず、県PTA連合会が出した保護者への要請文に関連しまして、働き方改革については、生徒や保護者の意見を反映しながら改革を進めていくことが肝要ではないかとお尋ねでございます。

今年の春、県PTA連合会から出された学校の働き方改革にむけた取組への協力についてという保護者向けの要請文では、学校への電話連絡について、「緊急の場合を除き、学校への電話による相談等は7時半から17時までとしましょう。上記時間以外は、福井県教育総合研究所の24時間電話相談を活用しましょう」となっております。

県としては、これまでも保護者に対し勤務時間外の学校への連絡について周知を図ってきております。

また、市町教育委員会の多くは、夜間や休日に、宿直や留守電、緊急メール等で緊急性の高い連絡が入った場合には、各学校の管理職に連絡がいく体制をとっております。

県PTA連合会は、子どもがより良い教育を受けるために、先生が子どもたちと向き合う時間や教材研究に当たる時間の確保が必要という理由から、保護者に理解と協力を呼び掛けているところでございます。

2点目は、教員の働き方改革の目指すものは、将来を担う子どもたちと向き合う時間の充実であり、他の職種における働き方改革とは異なるという認識の下で進めていく必要があるのではないかとお尋ねでございます。

コロナ禍の中、学校現場では児童生徒の検温や校舎内の消毒作業など、通常にはない業務も増えている中で、子どもとしっかり向き合う時間を確保しながら、業務の改善・工夫に努めております。

今年度7月までの月80時間以上の超過勤務者、小・中・高・特支すべて入れた超過勤務者は令和2年度の同時期に比べ、令和2年度同時期というのは4月、5月休校がございましたが、その時期に比べまして、57.3%減少し、一月当たり168名、全職員の2.4%に相当いたします。

働き方改革は、社会全体で取り組んでいく課題であり、学校の教員も例外ではございません。

過労死ラインである月80時間以上の超過勤務は、教員の心身の健康を考えると見過ごすこ

とはできません。

また、本県の教員の働き方改革が進まない限り、優秀な教員の確保は難しいと考えております。

議長／警察本部長遠藤君。

遠藤警察本部長／私からは1点、子どもの交通安全対策についてお答えいたします。

本県における小・中学生の登下校時の人身事故は、平成28年から令和2年までの5年間で55件発生しております。

本年に入っても8月末現在で3件発生しております。

通学路等における子どもの交通安全を確保するため、国から示された緊急対策を踏まえ、学校、道路管理者等と連携し、9月末までをめぐり、合同点検を行い、対策必要箇所を抽出するとともに、関係機関と連携し、地域住民の理解を得た上で、10月末までをめぐり、対策案を検討・作成することとしております。

具体的な対策案につきましては、個々の合同点検結果を踏まえて検討することとなりますが、例えば、信号機の現示の見直し、交通規制の新設・見直しや交通安全施設の整備、通学路等における速度違反等の取締り、横断歩行者や運転者双方に対する交通安全教育の推進など、個々の点検結果を踏まえた対策を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、場合によっては、通学路の変更や見守り活動のさらなる推進につきましても、関係者に働き掛けることも検討してまいりたいと思っております。

子どもは、次世代を担うかけがえのない存在であります。

その命を交通事故から守るべく、関係機関・団体や地域住民等と連携した取組をさらに進めてまいります。

議長／ここで、休憩いたします。

休憩中

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

野田君。

野田議員／民主・みらいの野田哲生です。

会派を代表し、県政全般について質問と提言を行います。

最初に、知事の政治姿勢についてです。

新型コロナウイルス感染症対策は、全国的に感染拡大に歯止めがかからない状況が続いています。

県内でも、感染力が強いデルタ株にほぼ置き換わり、企業内や保育園、学校の部活動、家庭内などでクラスターの発生が見られます。

8月6日に発出された県独自の緊急事態宣言は9月12日まで延長され、病床占有率は一時、

国のステージ4の50%を超える事態となりました。

知事はこの県内の状況を「感染爆発直前」と警告し、この感染状況が続けばまん延防止等重点措置の適用を申請する状況になりかねないと県民に訴えました。

先ほど知事は、12日を期限とする緊急事態宣言について、特別警報に切り替え、飲食店の時短要請を解除する意向を示されましたが、新規感染者数、病床の使用状況ともに依然高い水準で推移しており、まだまだ最大限の警戒が必要であります。

国全体で感染拡大が続くことへの慣れが出ているとも感じますが、医療機関や保健所体制の強化など、国に対して十分な財源確保を求め、必要な対策を講じていく必要があります。その中でも、都市部に見られる医療崩壊とも言える状況を招かないためにも、医療提供体制の整備が何より重要になります。

県は医師会や看護協会の協力の下、全国でいち早く福井市の体育館に100床の臨時医療施設を整備しました。

今後の感染爆発の可能性を考えた措置であると評価できますが、一度感染爆発が起きれば100床はすぐに埋まることも予測されます。

嶺南地域での感染拡大時における医療機関や医療従事者の不足も懸念されており、県内でも病床が逼迫し自宅療養者が出てくる事態も今のうちから想定しておく必要があります。今後の感染拡大に備え、嶺南地域等における新たな臨時医療施設の設置の可能性について伺うとともに、自宅療養者が発生した際はどのように感染者の状態を管理し、その家族に対してはどのような措置を取るのか、知事の所見を伺います。

また、ワクチン接種状況については、県内の希望する65歳以上の高齢者がほぼ2回の接種を完了しているのに対し、50代以下については思うように進んでいません。

第5波における県内感染者は10代から50代がほとんどであり、感染者の約96%が未接種者であることから、改めて若年層のワクチン接種が急がれます。

県はワクチン供給のめどがついたとして、10月末までの希望者への接種は十分終われるとの認識を示していますが、若年層は、副反応への不安や重症化するリスクが少ないことなどから、ワクチン接種が思うように進まないことも予想されます。

本格的に学校が再開し、特に12歳以上の児童生徒への接種を加速させる必要があります。希望する県民への10月末までの接種完了という目標達成に向けたワクチン接種の課題、特に接種が進まない若年層への推進策について、知事の所見を伺います。

8月の感染拡大の特徴として、お盆の帰省によって県外から持ち込まれ、家族等に感染させてしまう事例が多く発生したこと、また、越前市の企業での大規模クラスターの発生などが挙げられます。

企業のクラスターでは、感染者が従業員・家族など180人を超え、企業は1週間操業を停止し、約7000人の従業員を対象に独自のPCR検査を行うという思い切った措置に踏み切りました。

県民に安心していただけるよう、症状や接触の有無にかかわらず、繰り返しPCR検査を実施していくと表明しています。

さて、この企業は、感染対策を徹底していた中で、様々な要因が重なりクラスターが発生したと推測しますが、会社の規模が大きく、従業員は越前市だけでなく周辺市町で生活し、

家族もほかの企業や団体に勤務したり、子どもは保育園や学校に通っている状況です。クラスターの外側にいる感染のおそれのない従業員や家族、その他関係者に対してまでも、登園・入社・通院などの自粛要請、風評被害、経済や雇用への影響など、様々な不安、課題が発生しております。

感染の有無にかかわらず、多くの従業員や家族が登園・登校や出社の自粛、さらには通院の自粛の要請を受けている現状について所見を伺うとともに、今回の大規模クラスター事案において、県はどのような対応を取ってきたのか、知事の所見を伺います。

次に、9月補正予算の編成についてです。

今定例会に上程されている9月補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策が大きな柱となっており、医療提供体制の整備として、病床の確保への支援、宿泊療養施設の確保、医療従事者への手当などが計上されています。

先ほど述べたように、都市部では感染しても入院できない、医療を受けることができない状況は絶対に避けるべきであり、本県においては、誰もが平等に医療を受けることができる安心・安全の体制を、県医師会等とも連携して維持・確保していただきたい。

これは県民の切なる願いであります。

県は、県独自の緊急事態宣言の発出に伴い、お盆前の8月11日から、県内飲食店に営業時間短縮の要請を行い、協力金の支給を行っています。

今回の補正予算には、これまでの営業時間短縮要請の再延長、もしくは今後、新たに要請が必要になった場合に備え、協力金の予算が約71億円計上されています。

そこで、これまでの時短要請の効果をどのように認識しているのか伺うとともに、今後も緊急事態宣言の発出時には時短要請を行って協力金を支給するのか、どういった場合に時短要請を行う方針か、知事の所見を伺います。

また、補正予算には、売上が減少した事業者等に対する支援金が拡充されております。

今回の飲食店への時短要請に伴い、取引関係のある酒類販売業者や食品業者、さらにはタクシーや代行業など、多くの関連事業者が大きな影響を受けています。

知事は補正予算を編成するに当たり、経済団体等と意見交換を行っておりますが、県内の経済情勢をどのように認識しているのか、また、そういった事業者の声を今回の予算にどう反映したのか、所見を伺います。

次に、エネルギー基本計画素案への評価についてです。

4月に遡りますが、知事が同意した「40年超原発の再稼働」の大きな判断材料として、本県が強く求めた「原子力政策の方向性の明確化」というものがありました。

これに対し梶山経産大臣は、「将来にわたって原子力を持続的に活用していく」と「国の覚悟」を示したことが、知事の決意の大きな一因になったのではないのでしょうか。

しかしながら、今回のエネルギー基本計画素案では、「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく」と明記されています。

さらに、再生可能エネルギーの拡大を図る中で「可能な限り原発依存度を低減する」とも記載されており、そこには原子力政策の方向性は全くと言っていいほど明確にされず、基本計画でなく基本構想段階の、つじつま合わせのものだと感じます。

これは、原子力政策の方向性の明確化を先送りにしたということは言うまでもなく、知事が再稼働同意時に評価した際の「将来にわたって原子力を持続的に活用していく」という方針が、一転して、計画では「必要な規模を持続的に活用していく」となっており、そこには大きな齟齬が生じているのではないのでしょうか。

エネルギー基本計画素案について、知事はどのように評価されているのか伺うとともに、こういった「原子力政策の方向性の明確化」の先送り、同意した際の国の方針と基本計画素案の記載にそごが発生している状況について、立地地域の知事として、県民理解を得るべく説明を尽くすべきと考えますが、所見を伺います。

また、今後、規制委員会の審査を受けて40年超運転を目指す原発に対しては、基本計画素案にある「国民からの信頼確保、安全性の確保を大前提」との記載を踏まえ、県民の信頼、安全性を第一に考えた上で、使用済燃料の搬出先や広域避難計画の実効性など山積する課題を解決しない限り、40年超運転はあり得ないと考えますが、知事の所見を伺います。

質問の2点目は、交通体系の整備についてです。

本県は現在、地域鉄道について様々な課題を抱えています。

J R西日本は、小浜線、越美北線の運行本数を2割減便するといった10月2日付のダイヤを発表しました。

利用者が4割減っている中、県や沿線市町が求めるコロナ収束後の運行数回復を実現するためには、乗る運動、観光利用促進による乗客の増加が鍵を握っています。

また、特急存続断念に関しては、特に鯖江を中心とした丹南地域の利便性確保や地元の要望に的確に答えていくべきだと考えます。

また、並行在来線について、県議会の地域鉄道の議員連盟に対し、経営計画案が提示されました。

安全・安定を最優先に地域に密着した「県民鉄道」を目指し、行政や民間との連携、持続的なまちづくりへの貢献などを掲げた基本理念には、簡潔な表現ながらも、その重要な役割を担う鉄道としての認識がうかがえます。

経営計画の柱である会社の施設や設備、人員配置等について、J R西日本との交渉により、鉄道資産が約60億円、営業車両が約10億円で譲渡されることになりました。

鉄道資産1キロメートル当たりの譲渡額は7,600万円となり、金沢開業時点の石川県1億円、富山県8,500万円に比べ、本県が最も安くなっています。

資産譲渡やJ Rからの支援を勝ち取ったことは、交渉の結果として評価したいと思います。そこで、J R西日本との協議、交渉の結果をどのように総括しているのか、また、新幹線開業を見据えた観光面など十分な連携が必要な中、今後J R西日本とはどのような連携関係を構築し県民益の向上につなげていくのか、知事の所見を伺います。

さて、並行在来線の収支見込を見ると、初年度の令和6年度で7.3億円の赤字、11年間の累計で約70億円の赤字が発生すると試算されています。

この見込みは、利用者数を1日当たり約2万人と想定していますが、コロナ禍での昨年度のJ R北陸線の利用者数が約1万5,000人だったことを考えると、今後人口減少の推移や、コロナの影響が不透明な中、その目標を達成できるのか、大きな懸念を抱かざるを得ません。

目標達成に向けた様々な利用促進策の重要性は言うまでもありませんが、そういった懸念材料を十分検証することも必要です。

収支見込で示されている令和16年度までの累計約70億円の赤字は、経営安定基金の設置により県と沿線市町が負担するスキームではありますが、利用者が想定以上に減少し赤字が増加した場合はどのように対処することが考えられるのか、所見を伺います。

質問の3点目は、行財政改革についてです。

職員の定年延長に向けた対応について伺います。

国家公務員の定年延長に伴い、地方公務員法も改正され、地方公務員の定年も2023年度より、60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなります。

組織の活力を維持するため役職定年制が導入され、60歳になると管理職は一般職となり、任用格付けは5級以下、県の役職に当てはめると課長補佐級と同じ級となります。

また、給与は60歳時点で7割水準に設定されます。

さらに特例で、公務の運営等に著しい支障が生じる場合には、引き続き管理職のまま留任できるという特例任用という制度も設けられます。

しかし、この制度を適用することになれば、在職者の昇任の遅れや恣意的な人事など、組織活力が停滞するという懸念も生じます。

また、2031年度までは、2年に一度しか退職者が出ないことで、新規採用者を抑制し、将来における階級の平準化が崩れてしまう懸念もあります。

各自治体は、将来にわたり組織の新陳代謝を促し、災害時も含めた公共サービスの提供体制を確保できるよう、しっかりと制度設計し、速やかに関係条例等を改正しなくてはなりません。

また、対象者に対し、60歳以後の任用・給与等について、十分な情報提供や意向確認も行う必要があります。

そこで、本県における定年延長に向けた制度設計や条例改正のスケジュールを伺うとともに、特例任用制度の導入や定年延長を踏まえた新規採用の在り方など、懸念されている課題と、現時点での検討状況について、知事部局、教育庁それぞれに伺います。

質問の4点目は、エネルギー行政です。

まず、福祉施設における広域避難計画の実効性について伺います。

来月29日、30日、美浜発電所を対象とした原子力防災訓練が実施されます。

我が会派では6月定例会において、原子力災害時における福祉施設の広域避難の課題に対し、コロナ禍での避難受入れ、具体的な搬送等について実効性を高めることを求めました。

県は、広域的な対応が必要であることから「県の主体的な責務がある」という認識を示し、夏以降に福祉施設に対して、避難元の入居者数や避難先の受入れ可能人数等の情報を再調査することで、実効性ある避難計画にしていくとの答弁がありました。

さらに、知事は、次回の原子力防災訓練において、その調査を基に、実際に受入れが確認できるか、食事や入浴といったサービスが提供できるかなど、実践的な訓練を実施し、反省点は次に生かしていくと答弁しています。

原発が稼働している状況においては、改善すべき点は早急に見直し、着実に実行されていくか、我々はしっかり注視していきたいと思えます。

さらに、私は6月議会の常任委員会において、次回の訓練について感染症対策を踏まえたバス輸送や避難先の確保など、より広い範囲での訓練内容を求めました。

来月の訓練においては、コロナ禍における避難所の確保や福祉施設入所者の受入れ対応等についても検証することですが、それらの調査結果を県議会においても議論することが必要であり、これらを避難計画へ反映させていくべきであります。

夏に実施するとしていた福祉施設に対する調査について、どのような情報を確認し、その結果がどうであったか、また、施設からの配慮が必要な点や課題に対する意見にはどのようなものがあったのか伺うとともに、これらの調査結果を10月の原子力防災訓練に具体的にどう反映させるのか、所見を伺います。

次に、福井県嶺南Eコースト計画の推進について伺います。

昨年3月に策定した嶺南Eコースト計画においては、災害に強く、環境にもやさしいスマートエネルギーエリアの創出という目標が描かれています。

我が会派では、その取組の一つである敦賀市と東芝エネルギーシステムズが設置した「H2One マルチステーション」を視察しました。

この施設は、令和元年度に敦賀市公設市場に整備されたもので、太陽光発電で水素を製造し、水素自動車などに充填するものです。

2年目となる昨年度は、設備を拡充し、水素から電気をつくり蓄電池にため、電気自動車、いわゆるEVなどにも充電できるようになりました。

水素吸蔵合金という金属内に水素を大量に貯蔵する最先端の設備も備わっています。

まさに来るべき水素社会、カーボンニュートラル社会を先取りする取組が県内でも始まっています。

また、現在、関西電力が中心となりVPP構築の実証が進められています。

VPPとは、仮想発電所とも言われており、具体的には、太陽光などの気象や自然条件で発電量が左右される不安定な電力の供給に対応するため、多数の蓄電池などをシステムに組み込み、この充放電などを瞬時に制御することによって、あたかも発電所のように需要と供給のバランスを取るといったものです。

今回、この実証に、敦賀のH2One マルチステーションが加わる予定です。

また、昨年度から嶺南の各市町に蓄電の機能を持つEVなどを整備してこのVPPの取組が始まっており、こうした市町をまたぐ広域的なVPP実証は全国初の取組です。

現在、こういった最先端の取組が県内において進められていますが、県民に理解してもらうには非常に難しく、県民にどのような影響があるのか、この取組の意義等が理解されているのか疑問であります。

さらに、この嶺南Eコースト計画は県が中心となって策定されていますが、スマートエネルギーエリアの形成に向けた県の役割が非常に分かりにくいと感じます。

嶺南Eコースト計画における、このVPP構築の実証の最終目標をどこに見据えているのか、その実現により県民の生活はどう変わっていくのか、この事業の意義を伺うとともに、今後のスマートエネルギーエリアの構築に対し、県としてどのように支援・協力をしていくのか、所見を伺います。

質問の5点目は、福祉行政についてです。

誰もが安心して暮らし、そして学べる福井県を目指すためにも、県の難病支援に関して伺います。

ここでは、会派議員が関わった二つの事例について触れたいと思います。

一つ目は、骨髄線維症などの難病が国の指定難病に選定されていないため、経済的負担が大きく、生活が困窮しているというケースです。

つまり、一般的な高額医療費の支援しかないため、指定難病の医療費助成を受けられないということなのです。

指定難病は、厚生労働省が所管する指定難病検討委員会が、発症原因が不明で治療方法が確立されていない希少な疾病について選定します。

一方で、各都道府県も難病対策協議会を持ち、東京、埼玉、富山では、国の選定するもの以外の難病を独自で選定し医療費の助成等を行っており、骨髄線維症も対象になっています。

本県でも指定難病を独自に選定し、患者を支援すべきではないでしょうか。

そこで、まず、本県における指定難病の選定の方針を伺うとともに、県独自の医療費助成制度の創設について、所見を伺います。

二つ目は、8月4日に開催された高校生県議会において、渡辺議員が模擬委員会の委員長を務めた道守高校チームでの事例です。

母親が難病を患っている生徒がいました。

その生徒は本人と2人の兄弟の学費、家族の生活費など経済的に困難な状況に置かれているとのことなのです。

母親は働くことができず、その生徒がアルバイトをし、その収入のほとんどを生活費に充てて何とか家計を支えています。

このような状況でも、生徒本人はしっかりと学ぶ姿勢を持ち、進学する意欲を持っています。

このように学ぶ意欲を持つ者が学び続け、大学等に進学できるよう、難病患者の医療費支援だけでなく、生活費の支援、学費や進学に係る支援の充実を訴えていました。

また、県や市町の支援策について、必要な当事者に伝わっていないという課題も浮き彫りになりました。

難病の患者に寄り添うためにも、医療費支援だけでなく、家庭の生活や子どもたちの学業・進学への支援を充実すべきと考えますが、所見を伺います。

質問の6点目は、産業・雇用行政について伺います。

先月、福井地方最低賃金審議会が、最低賃金を28円引き上げるよう答申し、福井労働局長は本県の最低賃金を858円と設定しました。

近隣の府県を見ると、石川861円、富山877円、京都937円、岐阜880円となっており、本県は最も安くなっています。

最低賃金制度の目的は、「賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」とのことです。

しかし、果たして最低賃金で労働者の生活の安定が保障できるのか、疑問を持たざるを得ません。

労働者が最低限の生活を営むために必要な賃金水準を算出した「2017連合リビングウェイジ」によると、本県で生活するために必要な可処分所得は15万6000円とされており、これを所定内労働時間全国平均の164時間として算出すると、時給は約950円となります。つまり、本県で設定された最低賃金では、最低限の生活すら厳しい状況であるということです。

最低賃金が所得に直結する非正規労働者の状況はますます厳しくなっている中、都道府県間で最低賃金に格差が生じている現状について、知事の認識を伺います。

また、長引くコロナ禍でますます困窮生活を余儀なくされている非正規労働者に対して、県の支援も必要だと考えますが、所見を伺います。

質問の7点目は土木行政です。

県内の土砂災害対策について伺います。

嶺北地域を中心に、7月29日の早朝から降り出した大雨は、1時間雨量が平成16年の福井豪雨を超える箇所もあり、越前町、福井市西部などで80ミリを超えた地域もありました。越前町と福井市では、朝6時過ぎから小学校区を対象に避難指示が出され、その対象は最大で3万1,153世帯、8万2,466人でありながら、実際の避難者は延べ143名であり、割合としては1,000人に1.7人という結果でありました。

命を守るために、行政としては、空振りを恐れない予防策が大原則であります。

しかしながら、今回のような避難を躊躇する避難指示を繰り返していけば、その実効性が薄れ、実際の避難行動の遅れにつながる。

さらには避難指示自体が自治体の責任逃れのために発令される、そのような懸念も抱いてしまいます。

本年4月に災害対策基本法が一部改正され、従来の避難勧告が廃止され避難指示に一本化されました。

そのため、避難に時間を要する人が自主的に避難をするタイミングである高齢者等避難から、突然、避難指示を出すという判断の難しさも指摘されています。

今回の大雨による各市町の避難指示と避難の実態について、県としてどのような認識を持っているか伺うとともに、有効な避難情報の在り方について、総務省時代に消防庁国民保護・防災部長を歴任された杉本知事の所見を伺います。

さて、県内には、イエローゾーンと言われる土砂災害警戒区域に1万1,727か所が指定されており、そのうち著しい被害が生じるおそれのある「土砂災害特別警戒区域」、いわゆるレッドゾーン区域が1万448か所指定されています。

先ほどの7月末と8月お盆の大雨時も、県民の多くが土砂災害発生の不安を感じていました。

県は、砂防事業等の対策工事を少しずつ実施していますが、県民の安全・安心のため、できる限り迅速な事業の推進が求められます。

7月、8月の大雨で被害が出た土砂災害は、こういった要因により土砂災害が発生したのか、その状況を伺うとともに、こういった災害発生防止のため、今後こういった対策に取り組んでいくのか、所見を伺います。

熱海市における土石流災害は、大規模な盛土造成が大きな原因と言われ、建設残土の不適

正処理が指摘されています。

建設現場から出る残土は、建設工事や圃場整備等で再利用できる資源として廃棄物処理法の規制対象外であります。

しかし、全国で24都府県が独自に条例を制定しており、一定規模を超える事業を許可制としているところも22都府県あります。

福井県には、このような条例は未整備であります。県内にも大規模な盛土造成地が8市町149か所あり、そのうち71か所がイエローゾーンやレッドゾーンに指定されています。

今回の熱海市の被害を受けて、今後、県内でも大規模な盛土に対しては規制を強化する必要がありますと考えます。

そこで、県内の大規模盛土造成地の安全性調査の状況を伺うとともに、他県の事例を踏まえて、福井県独自の条例を制定し、盛土の規制・監視の強化が必要ではないかと考えますが、所見を伺います。

次に、道路整備プログラムについてです。

今年3月に策定された福井県道路の将来ビジョンに基づき、現在、今後10年間の整備箇所を示す道路整備プログラムが検討されております。

県は、この秋の策定を目指しており、今回、新たに事業化検討箇所が示されました。

一方、今回未掲載となった道路の中には、地域にとって真に必要な道路も数多くあるものと考えられます。

このプログラムは、5年ごと、あるいは社会経済情勢や財政状況等の変化によって適宜見直しを行うとしておりますが、未掲載箇所であっても、しっかりとした調査・検討を行い、必要に応じて随時プログラムに追加していただきたいと考えます。

今回、未整備となった道路については、今後、その事業化に向けてどのような調査・検討が行われるのか、また、プログラムの事業化検討箇所の対象となっていない国の直轄事業などについては、今後どのように整備方針を決定していくのか、所見を伺います。

最後に、教育行政について伺います。

冒頭、コロナ感染について述べましたが、デルタ株に置き換わってからは、子どもの家庭内での感染が相次いでおります。

文部科学省は、学校内で感染者が発生した際の休校等のガイドラインを公表し、国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域では、保健所の判断を待たずに学校設置者が学校医と相談し、クラス内に1名から複数名の感染者等が発生した場合は学級閉鎖、複数クラスでの発生時は学年閉鎖、複数クラスでの発生時は学年閉鎖、複数学年での発生時は臨時休校としております。

しかし、このガイドラインの内容では、感染拡大防止としての不安が残ります。

現在、県内の小中高校では、一人でも児童生徒の感染が判明し、ほかの児童生徒と校内での接触が確認された際は、保健所の指示の下で、一旦臨時休校しています。

そしてその後、校内の消毒作業や濃厚接触者も含め、接触のあった児童生徒全員のPCR検査を行い、安全を確認した上で学校を再開するという措置を取っています。

今後、本県も国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域になった場合でも、学校休校等については、従来どおり安全確保を重視した措置を講ずるべきだと考えますが、

感染状況に応じた学校休業等の在り方について、県としての所見を伺います。
以上で質問を終わります。
ありがとうございました。

議長／知事杉本君。

杉本知事／野田議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、嶺南地域などにおける臨時医療施設の可能性、自宅療養者が発生した場合の対応について御答弁申し上げます。

福井県におきましては、これまでも県下1か所、入院コーディネートセンターにおきまして感染者が発生した場合に入院するのか、宿泊療養施設に入るのか、こういったことについての判断を行ってきているところでございまして、例えば嶺南地域で病床が逼迫した場合でも嶺北にスムーズに感染者を輸送して、入院、治療が受けられる、そういう対応をずっとしてきているところでございます。

そういったことでやってきておりますが、ただ今回の第5波においては嶺南地域も含めてですけれども、若い方、30歳未満の方が約半数を占めるということで、そういう意味ではこれからも若い方の感染者が増えてくる、そうすると入院、治療というよりは宿泊療養施設が必要になるという機会も増えると思っておりますので、そういう意味で嶺南地域に宿泊療養施設、こういったものを新たに設けたいというふうには考えているところでございます。またこれから感染爆発のようなことが起きて、入院、それから宿泊療養施設で収容しきれないことが県内でも起きてきた場合、こういったことに備えまして、福井県におきましては既にメディカルチェックセンターというのを県内で6か所、これは試行的に設置を行っておりまして、例えば、通常であれば感染者が出た場合は、入院コーディネートセンターでどこの病院に入るとかって決めるんですけれども、さらに自宅療養等必要な場合にはそこだけではなくて、メディカルチェックセンターで実際に診察を受けて、それでこの方は軽症で大丈夫だろうという判断をした上で、例えば自宅で療養していただく、こういうことを30歳以上の方には施すということで、既に全国で初めてそうしたことができるような試験運用を始めさせていただいているところでございます。

こういったことで、今後、もし在宅療養ということが起きるような場合であれば、例えば、若い方で、例えばワクチン接種が終わっていて、重症化が考えられないような、ひとり暮らしの方とか、もしくは家族みんなが感染しているような場合、こういうようなことを念頭に、今後想定しながら、もしものときに備えていきたい、できるだけ入院、もしくは宿泊療養の経過観察、こういったものを続けていきたいと考えているところでございます。続きまして、希望する県民への10月末までの接種完了に向けたワクチン接種の課題、特に若年層への推進策についてお答えを申し上げます。

国からのワクチンの供給が一時的に滞ったということもありまして、9月前半まではちょっと厳しい、なかなか予約ができないような状況もございましたけれども、9月の後半からは全ての市や町で既に予約が取れる、こういう状況になっているわけでございますし、ワクチンの量としても12歳以上の87%の方、相当高率になりますけれども、これだけの量

の確保ができて、こういう状況になるわけでございまして、これからも市や町、医療期間などと連携をしながら10月末までに希望される方のワクチンの接種が終えられるようにしていきたい。

もちろんその後も希望される方が出てくればワクチン接種ができる、そういう状況にしていきたいと考えているところでございます。

現状で言えば30代未満、40歳未満の方、こういった方については約4割の接種率ということですので、他の世代に比べては低くなってはおりますが、これでも全国から見ると4位ということで、かなり高めの水準になっているという状況でございます。

今も医療期間、市や町、県の集団接種、それから職域の接種、こういったところで若年層の特別枠、優先枠というのを設けていただいております。

それから第三者認証店の働きかけ、さらには企業や学校などでの広報、こういったものにも努めながら若年層の皆さんにも接種を進んで受けていただけるような環境を整えていきたいと考えているところでございます。

次に、大規模クラスター事案への対応についてお答えを申し上げます。

今回の越前市の大きな事業所における事案につきましては、発生の当初から県は積極的な疫学調査を行いまして、約1300件という、非常にほかにも例のないぐらいの規模のPCR検査、これを重点的に行わせていただきました。

どうしてもぼつぼつとその後感染が拡大していったという状況でございました。

そういうこともございましたので、事務的にもやりましたし、私も社長さんに直接御連絡をしまして、6日間の就業、操業の停止、それから7000人に及ぶ、協力企業の従業員の方も含めて7000人に及ぶPCR検査を行う、さらには操業を始めた後も引き続き、ずっと確認のPCRの検査を行ったり、それから生活行動なんかについてのいろんな指導も行っていただいている、こういう状況が続いているわけでございまして、かなり感染は収束に近づいているかなというふうに思っているところでございます。

一方で御指摘いただきましたけれども、報道もされましたけれども、行政検査、これは感染が疑われる方への検査ということになりますけれども、一方でスクリーニングの検査というのは感染していないことを確認することの検査、これらが混同されて行動の自粛を余儀なくされるような、そういうような事案が出たということは大変残念に思っているところでございます。

県としましてもこうした事態を重く受け止めまして、医療機関ですとか、それから保育所等に対してもそうした扱いをしないように、助言とか通知を行わせていただいたところでございますし、これからもできるだけ皆さんに状況をよく分かっていただきながら県民が一丸となって新型コロナウイルス対策を進められるようにしていきたいと考えているところでございます。

次に、飲食店への時短要請の効果と今後の時短要請の方針についてお答えを申し上げます。今回の第5波につきましては、7月20日ぐらいから始まったんですけれども、8月6日に緊急事態宣言を出させていただく前に飲食店の関連で3つのクラスターが発生をいたしまして、全体では61人の感染者が出たと、こういうような状況を見まして8月11日からの飲食店に対する営業時間の短縮の要請をさせていただいたところでございます。

結果として、その後は1か月余りの間にクラスターが1件ということで、できるだけ抑えるという効果は果たしたかなと考えているところでございます。

また今回は、緊急事態宣言とともに飲食店に対する時短要請も行わせていただいた、県の姿勢を強く見せたというところで、県民の皆さんにも御理解はいただけまして、そういう意味ではお盆の時期のみんなの集まりとか、それから県内でも繁華街に人が出るということも抑えられてきたかなというふうに感じているところでございます。

今後の時短要請につきましては、今回と概ね同様の考え方ですが、緊急事態宣言を出すような国の指針で言えばステージ4のような状況になったときに、緊急事態と併せて時短要請を飲食店に出させていただくというのが基本かなと思っております。

そういうことを基本に起きながら、それぞれの状況にあわせて柔軟に判断もしていきたい、またそのときには給付金、こういったことについてもしっかりと出させていただきたいと考えております。

続きまして、経済情勢の認識と事業者の声の予算への反映についてお答えを申し上げます。県内の経済につきましては、県独自の緊急事態宣言も出させていただくような状況になりまして、飲食、それから観光業を中心に大変厳しい状況にあると考えております。

県独自の景気動向の調査でありますけれども、例えば現状判断D Iとかそれから、先行きの判断D I、こういったことも取らせていただいておりますが、いずれも景況の判断の分かれ目となる50を下回る38とか43、非常に低い状況ということで、景気の悪い状況が続いていると考えているところでございます。

経済団体との意見交換におきましては、売上の減少ですとか、それから雇用の維持、こういったことを何とかしてほしいということですが、さらには消費喚起について支援策を講じてほしい、こういったことの要請を受けたところでございまして、今回の補正予算案におきましても、ふく割の追加発行ですとか、それから国のG o T o トラベルの上乗せの補助、さらには農業者に対しまして収入保険、これへの加入のための支援、こういったことも行わせていただこうと考えているところでございます。

また、飲食店の営業時間短縮に伴いまして、その周辺の事業、事業者、例えば酒類の販売業者ですとか代行業者、こういった方々にも影響が広がっているということでございますので、そういった範囲を特定しない形で売上げの減少が大きいような事業者に対して、その状況に応じた給付金を新たに設けさせていただこうと考えているところでございまして、今後とも経済界とも一体となって、新型コロナ対策、十分に行えるような体制を築いていきたいと考えているところでございます。

続きまして、エネルギー基本計画案の評価について、お答えを申し上げます。

今回の基本計画案におきましては、2030年度において現状6%である原子力の比率を20から22%に引き上げるということですが、2050年の時点においても必要な規模を持続的に活用するといった内容が示されて、そこで技術開発ですとか人材育成を進めていくということが明記をされたわけでございます。

また、使用済み燃料の対策ですとか、立地地域の将来像につきましても国が全面に立つ、そういう姿勢が示されて現行の計画に比べて国の対応がより明確になったと考えているところでございます。

これらは4月に私どもが同意の判断を行う際に梶山大臣が明示した、明らかにした内容が盛り込まれたというふうに考えているところでございます。

一方で、国はまだこういった中でも明らかになっていない部分があるわけでございまして、そうしたエネルギー政策の諸課題につきましては、今後とも引き続き議論を続けていくというふうに述べているところでございまして、2050年に向けて必要な規模をどうやって確保していくのか、こういったことに対して国について、議論を引き続き行うように求めていきたいと思っておりますし、また、基本計画の内容につきましては、国が各地域で説明会を開催するというところでございしますので、立地地域としてもそういったことをしっかりと行うように求めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、今後の40年超運転の判断についてお答えを申し上げます。

今回の計画案におきましては、国は原子力の利用を安定的に進めるために様々な課題に対し、責任ある取組を進めることが必要としているところでございまして、使用済燃料対策については前面に立って主体的に取り組む、国の責任をより明確化したと考えられますし、また原子力防災についても政府全体が一体となって、体制の構築、充実に努めていくとされているところでございます。

40年超運転に限らず、本県につきましては、例えば使用済み燃料の中間貯蔵ですとか、それから円滑な廃炉、さらには立地地域の振興、こういった様々な課題が山のように積み重なっている、そういう状況にあるわけでございまして、2050年にも安定して原子力を活用していくという国の方針があるのであれば、これに対して一つ一つの課題をしっかりと国として解決をしていく、責任を持って解決していくことが必要であると考えており、着実に政策を実行するというのをこれからも求めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、J R西日本との協議、交渉結果の総括、それから今後のJ R西日本との連携関係についてお答えを申し上げます。

J Rとの資産譲渡におきましては、不要資産の撤去をする費用というのを譲渡額から除くということですか、譲渡前に修繕を終わっておく、それから譲渡後、開業後の人件費の支援、こういったことを求めまして、先行県に上回るような、そういった有利な条件を引き出せたと考えているところでございます。

また、7月26日のハセガワ社長との会談の中でも、ハセガワ社長のほうから、今後の敦賀開業に向けて旅行会社も交えて、これからの観光誘客の促進についてプロジェクトを組もうと、こういう提案があったところでございまして、また敦賀駅における乗り換えの利便性の確保につきましても、これも具体化に向けて前向きに議論をしていくということも決めたところでございます。

敦賀開業ということにつきましては、これは福井県にとっても百年に一度のチャンスになるわけですが、J R西日本にとっても観光客を含めて乗客を増やすという意味では大変大きなチャンスになるわけでございまして、そういう意味ではお互いがよいビジネスパートナーとしてウィンウィンの関係に立てるように、これからもよく連携を強化していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、都道府県間で最低賃金に格差が生じている現状への認識についてお答えを申

上げます。

現行の最低賃金制度につきましては、これは国が都道府県4つのグループというかランクに分けて、そのランクごとに、例えば労働者の生計費の関係ですとか賃金の水準、それから企業の賃金の支払い能力、こういったものを勘案しながら、その目安となる水準を定めているというところまでございまして、そういったことを、大都市と地方部はもう制度的に賃金格差が拡大するような形になっているわけでございます。

幸いにして今回につきましては、全国一律で28円引き上げるという目安が示されたところまでございまして、今回については格差が広がりませんが、ただ、制度そのものは改まっておりませんので、そういう意味では大都市集中ということはいつでも起きる状況になっているということでございます。

そういうことから、本年の6月、県といたしましては国に対しまして、この制度を見直して、段階的に地域間格差を是正するような方向で見直しを行って行って、結果として全国一律の最低賃金になるような、こういう提案をさせていただいているところまでございまして、引き続きそういったことを求めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、各市町の避難指示と避難の実態への認識、有効な避難情報の在り方についてお答えを申し上げます。

今回の7月末の大雨におきましては、福井市、それから越前町におきまして、例えば土砂災害警戒情報ですとか、それから河川の水位の情報などを見ながら、非常に迅速に避難指示の警報が出されたというふうに考えているところでございます。

また、避難をされる方々というのは、避難所に行くだけではなくて、近くの安全なところへ逃げるとか、それから家の中で2階など、水がつかってきても大丈夫なような場所に逃げるとか、こういうようなこともされておられますので、避難所に来られた方の数だけで判断するというのはなかなか難しいかなというふうに思っておりますが、皆さんがよりよく安全な避難行動が取れるようにしていくことが重要だと考えております。

私の消防庁時代の経験で申し上げますと、例えば平成28年8月30日に岩手県の岩泉町でグループホームが河川の氾濫によって水がつかって9名の方が亡くなるというような災害がございました。

このときは役場の担当者が電話応対に追われて避難情報が出せなかった、そういう中で起きたという状況でございました。

また、平成30年、3年前の西日本豪雨のときには愛媛県の例でいえば、ダムの緊急放流ということがあったんですが、これの情報伝達もちよっと遅れた、この関係で多くの方が亡くなっております。

それからまた平成29年7月の九州北部豪雨、このときは朝倉市ではたくさんの方が亡くなられたんですけども、それでも事前に地域でどこにどういふふうには逃げるかということの相談をしていたんですね。

そういった地域では、市が定めた避難所が2キロぐらい離れている、こういうようなところもあったわけですし、それで自分たちで独自にここに逃げようって決めたところがありまして、そこに逃げて命を長らえたという方もいらっしゃいましたし、また東峰村というところは、その3年前にも九州北部豪雨ありましたので、その教訓を生かして毎年取水期

の中に避難訓練をしていました。

そうして、その年も6月に村民の半分が参加するような訓練を行った直後に起きたものですから、大変避難も迅速にできましたので、それで被害が最小限に食い止められたというような例もございます。

そういうことから言って、やはり市や町は避難情報、避難勧告、避難指示については躊躇なく出す。

今回の福井市においても6時くらいでしたか、非常に早い時間帯でしたが躊躇なく出されたことはとてもよかったと思いますし、また、分かりやすい、どこが危ないかということもできるだけ情報として流すことも大事ななというふうに考えております。

また、住民の方も待つのではなくて、日頃からどんなタイミングで逃げようかとか、どこに逃げるか、誰と一緒に逃げてあげるとか、そういったこともよく決めておく、それから身近な訓練、これがとても大事だと私は考えております。

こういうことで県もいつも避難情報については市や町に対して助言を行っておりますし、また防災ネットということも整備をいたしましたので、こういった情報発信も強化をさせていただいております。

またこれからも市や町と連携しまして、分かりやすい広報、それから住民、自主防災組織、こういったものを活用するとか、身近な訓練、こんなことも行えるようにしながら、住民の避難行動につながるような、そういった対策、取組を進めてまいりたいと考えております。

そのほかにつきましては担当より御答弁を申し上げます。

議長／総務部長近松君。

近松総務部長／私からは1点、職員の定年延長に向けたスケジュールと現時点での検討状況についてお答え申し上げます。

定年延長に当たりましては、対象者が60歳に達する前年度に、該当職員に対しまして60歳以降の任用、給与、退職手当などに関する情報を提供いたしまして、勤務の意思を確認するとされておりまして、最初の対象者には、令和4年度中に実施する必要があるとございます。

このため、これに間に合うように制度設計を行いまして、条例改正につきましては、令和4年2月頃に国から示される予定の条例参考例、これの内容を踏まえまして、令和4年6月議会に改正案を上程したいというふうに考えてございます。

定年延長でございますが、継続的な新規採用、若手人材の登用機会の確保といった組織活力への影響というところが懸念される一方で、60歳を超える職員の知識や経験が生かせるといった効果が期待されるなど様々な面がございますので、課題を整理いたしまして、国や他県の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私からは2点、お答えいたします。

まず、並行在来線につきまして、利用者が想定以上に減少し、赤字が増加した場合の対処についてお答えいたします。

並行在来線の利用者数の目標でございますが、1日当たり2万人ということでございます。これにつきましては、増便やパターンダイヤ化など利便性の高いダイヤ編成、さらには新駅の設置、パーク&ライド駐車場の拡充、サポーターズクラブなどの県民運動の展開、こういったことによりまして、先行例で効果のあった利用促進策を県、市町、企業、県民が一体となって取り組むことによりまして達成可能なものというふうに考えてございます。仮に、今回の新型コロナのような感染症でありますとか大規模な自然災害、こういった不測の事態によって利用者数が想定を大幅に下回る、こういった事態が発生した場合には、別途、国をはじめとした行政の支援が必要になる、求めていかなければならないというふうには考えてございます。

収支計画に示しておりますように、開業後は恒常的な収支不足が見込まれるわけでございます。

国に対しまして、将来に渡り安定して並行在来線の維持・存続が図られるよう、法制化も含めまして財政支援を強力に求めていきたいと考えております。

次に、嶺南Eコースト計画に関連いたしまして、VPPの実現により県民生活はどう変わるか、また、スマートエリア構築に対してどのような支援をするのかについてお答えします。

VPPにつきましては、現在、嶺南地域のEVや蓄電池など22か所、合計で176キロワットの電源を使いまして、充放電を遠隔制御するという実証事業を関西電力が進めております。今後、1000キロワット以上の電源を集めるということで、令和6年度に本格稼働する電力市場への参入を目指していくという考え方でございます。

こうしたVPPにつながります太陽光でありますとかEV、蓄電池、こういったものの普及によりまして、地域全体で電気を無駄なく使うと、こういったことにつきましては大きくいえばカーボンニュートラルに貢献する取組になりますし、参加している御家庭でありますとか事業所におきましては電気料金が安くなる、あるいは災害時の非常用電源として活用できる、こういったメリットもあるわけでございます。

Eコースト計画におきましては、VPPによるエリア全体のエネルギーの効率利用と併せまして、再エネやICTを活用した魅力的なまちづくり、スマートエリア、スマートタウンというものでございますが、これを目指しております。

市町からはワーケーション向けの住宅団地でありますとかIT企業向けのオフィス整備等の意向を伺っております、今年度創設いたしました市町への補助制度を活用しまして、地域の特色を生かした取組を支援していくという考え方でございます。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長／私からは3点、お答えを申し上げます。

まず、福祉施設における広域避難計画の調査についてのお尋ねでございます。

この調査につきましては、対象となる施設が533ございます。

書面及び電話等による調査、これは既に終了しております。

さらに、受入れの施設を中心に、実地の調査を全ての施設に行こうということで今やっております、対象は374ほどの施設になります、そのうち170を今終えています、45.4%ですね。

来月までには全てを回りたいと、そういう状況でございます。

ここまでの調査で今分かっておりますことといたしましては、まず避難先の施設で1人4平米以上、これは避難所のスペースのガイドラインで示されている面積ですが、それを超えるスペースの確保が既に可能であるということは確認できました。

平均しますと1人当たり12平米ぐらいあるということでございます。

さらに、避難元の高齢者施設で同行できる職員が避難者3人あたり1名程度ということで、これは一般の人員配置基準とほぼ同じでございますけれども、そういう体制で避難ができるということも確認ができております。

一方、課題として今挙げられていますのが、特に受入れ側から伺っているのは、避難者の介護情報の共有ができるかどうかということが一つ、それからもう一つは一度に入所者が増えますので、食事とか入浴とかおトイレとか、そういったことについて時間が限られている中でできるかという不安が挙げられています。

そこで、今回の原子力防災訓練では、まず避難者の介護情報を共通フォーマットにしまして、これを伝達するというを実際にやってみようということを考えています。

さらに実際にベッドを配置して、今ほど申し上げたような生活上の支障の有無を確認するというので、食事とか入浴とかトイレの提供について実際にやってみて、その実働により、その動線とか所要時間、場合によっては人を増やさないといけないかどうかとか、そういうことについて1か所ずつ確認していきたいということをやりたいというふうに思っております。

次に、指定難病についてのお尋ねをいただいています。

指定難病の選定と医療費の助成制度はどうかということでございます。

指定難病は、難病法という法律によりまして国が対象疾病333を定めておりまして、県では国の制度に基づいて医療費の助成を行っております。

本来、難病の医療費の助成制度は全国一律のシステムとして運用されるべきと考えておりまして、県で仮に難病の指定を行うとしましても、例えば、県内には今ほど御提示いただきました骨髄線維症に精通した専門医がおりませんので、独自で難病の選定を行うことは極めて困難であると考えております。

一方で、私どもが骨髄線維症の難病患者の方が身体的、経済的に重い負担の中療養されておられるということはよく存じておりますので、この現状は既に県から国に対しても伝えておりますし、今後さらに状況をお伺いしまして、国に対して県として難病指定の拡大に向けた要望はしていきたいというふうに考えております。

次に、難病患者のいらっしゃる世帯の子どもさんの学業とか進学への支援ということでお尋ねをいただきました。

難病患者の方を含めまして、経済状況が厳しい世帯を支援するためには生活とか就学等を対象とする生活福祉資金の貸付けというのがございます。

これは最大で240万円、さらに教育資金としては月額6万5,000円というものでございます。さらに、この制度の中では、コロナの影響で収入が減少した世帯向けの特例貸付け、最大200万ですが、これについて住民税非課税世帯は返済が免除されるというような仕組みにもなっております。

さらに子どもさんの就学を支援するために、福井県高校生等奨学給付金の支給、これは最大年額14万1700円というものがありますし、高校を卒業されれば返済が免除されます福井高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金というものも、月額1万4,000円でございますけれども、こういうものがございます。

ただ、御指摘にもございましたように、こういう情報がしっかりと難病患者の御家庭の方々、特にお子さん方に行き届いていないということがこの前の高校生県議会でもございましたので、これを受けまして、私ども難病支援センターの情報提供の体制を少し改めまして、こういった情報もあわせて御提供できるような体制に変えております。こういったことを通じまして広く情報提供をしていきたいというふうに思っております。

議長／産業労働部長吉川君。

吉川産業労働部長／私からは1点、非正規労働者に対する県独自の支援策についてお答えいたします。

本県におきましては、コロナの影響による解雇等見込み労働者数は、9月3日現在累計で1027名で、そのうち545名の約5割強の方々が非正規労働者でございます。

そのため、県では非正規労働者をはじめ離職を余儀なくされた求職者を支援するために、介護、福祉、運輸、建設など人手不足業種へ3か月以上勤務した場合、御本人に30万円を支給する就職奨励金制度を設けているほか、県産業技術専門学院におきましては、介護やITの訓練コースを拡充しておりまして、求職者のスキルアップを図っているところでございます。

また、今回の9月補正予算におきましては、職業訓練とトライアル就労をセットとしまして、その間の賃金を保証することにより、成長分野への正規就労への支援をしたいと考えておりまして、引き続き生活の困窮を余儀なくされている求職者の方々に対しまして、安定した生活が送れる基盤づくりを支援してまいりたいというふうに考えております。

議長／土木部長西出君。

西出土木部長／私からは3点、土木行政についてお答えいたします。

七、八月の大雨における土砂災害の要因とその状況、災害発生防止の対策についてでございます。

7月29日の雨ですが、福井市西部と越前町を中心に福井豪雨に匹敵する猛烈な雨が降り、斜面に大量の雨が浸透したことで土石流やがけ崩れが発生し、7か所において建物等の損壊がございました。

人家に被害のありました福井市尼ヶ谷町におきまして、今回の補正予算により砂防堰堤を

整備するとともに、被害のあった箇所や甚大な被害が想定される箇所につきまして、地元了解を得られたものから順次整備を進めていく、このように考えております。

また、ハード対策に加え、ソフト対策として市町と協力し、土砂災害警戒区域内の全ての要配慮者利用施設、約300施設ございますけれども、ここにおきまして避難確保計画の作成と避難訓練の実施を働きかけるとともに、ハザードマップを活用した防災出前授業を開催するなど、住民の減災に対する意識を高め、災害に備えていくこととしております。続きまして、大規模盛土造成地の安全性調査の状況と、県独自の条例の制定についてでございます。

御質問のイエローゾーンやレッドゾーンにある大規模盛土造成地71か所につきまして、市町と連携して、県独自に目視による盛土や擁壁の変状、はらみなどの緊急点検を実施しております。レッドゾーンにつきましては今月中、イエローゾーンにつきましては11月までに完了する予定でございます。

盛土の規制につきましては、国において、全国の盛土点検の結果を踏まえ、危険な盛土を防止するための制度について検討することとされております。

県としても、こうした国の動向を確認しながら、関係部局が連携して、条例化を含めた盛土の規制の在り方について検討を進めているところでございます。

道路整備プログラムにおける未掲載箇所や対象外の国事業に関する今後の対応方針についてのお尋ねでございます。

道路整備プログラムに掲載する事業化検討箇所につきましては、道路の将来ビジョンの基本方針に合致し、整備効果や緊急性、地域バランス、地元の熟度などの観点から選定しております。

今回の未掲載箇所につきましては、今後の新幹線開業や県内の道路整備状況など社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ、交通量や利用者ニーズの調査、課題整理や整備効果などの検討を行っていくこととしております。

また、直轄国道等につきましては、国が事業化を検討・判断することから、今回、県の道路整備プログラムの事業化検討箇所の対象としておりませんが、県としましては、国道8号南越前町から敦賀市間など、整備が必要な箇所の早期の事業化を引き続き国に対して強く要望してまいります。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私からは2点、お答えいたします。

まず、教員の定年延長についてお尋ねでございます。

定年延長に向けた制度設計につきましては、役職定年制が学校の管理職にどの程度適用されるのか、これまでの再任用校長がもう一切認められないのかなど、今後、国が示すとしております具体的な方針を確認するとともに、対象者の意向を事前に把握し、具体的に検討してまいります。

条例改正については、一般職と同様、教職員についても来年6月議会に改正案を上程したいと考えております。

懸念される課題としましては、教職員の平均年齢が引き上がることによる学校組織の活力の低下、また、役職定年した校長とか教頭をはじめ、定年延長者が経験やスキルを生かせる職務や学校の中での役割の在り方、再任用短時間勤務の希望者が多い場合の対応、経過措置期間中、隔年で退職者数が変動する一方で、毎年、安定的に一定数の正規教員を採用することになりますが、その場合の財政的措置がなされるのかどうか、教員の場合、国庫負担金が3分の1で、3分の2は交付税で賄われておりますけれども、それがしっかりなされるのか、また、継続的な臨時的任用講師の確保できるかなど、対象者の意向確認を基に、具体的に検討してまいります。

2点目は、感染状況に応じた学校休校の在り方についてのお尋ねでございます。

文部科学省が先月公表したガイドラインは、学校の休業について基準がない地域や保健所の業務が逼迫している地域で役立てることを想定したものでありまして、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによることも可能とされております。

本県では、学校で感染者が発生した場合、保健所との十分な連携の下、学校内の感染の全容を把握するために、一旦、学校を臨時休業とし、PCR検査を行った上で、安全が確認された範囲で学校を再開しております。

今後も、学校内での感染拡大防止のため細心の注意を払い、これまで同様、安全確保を重視した対応を行ってまいります。

なお、対面授業とオンライン授業を併用し、出席停止となった児童生徒に対しては、しっかり学びを保障してまいりたいと考えております。

議長／以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明10日から13日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、来る14日は、午前10時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。